

令和3年9月

美里町教育委員会定例会議事録

令和3年9月教育委員会定例会議

日 時 令和3年9月30日（木曜日）

午後1時30分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎202大会議室

出席者 教育委員（5名）

	教 育 長	大 友 義 孝
1 番	教育長職務代理者	後 藤 眞 琴
2 番	委 員	佐 藤 キ ヨ
3 番	委 員	留 守 広 行
4 番	委 員	大 森 眞智子

欠席なし

説 明 員 教育委員会事務局

教育次長兼教育総務課長	
兼学校教育環境整備室長	
兼近代文学館長兼小牛田図書館長	佐 藤 功太郎
教育総務課課長補佐兼総務係長	齊 藤 眞
教育総務課主幹兼管理係長	阿 部 秀 樹
教育総務課主幹兼社会教育係長	堀 田 修 一
学校教育専門指導員	阿 部 毅
特別支援教育専門員	伊 藤 淳
青少年教育相談員	門 脇 宏
教育総務課主事	青 山 裕 也
教育総務課主事	平 野 碧

外 部 説 明 員

国際航業株式会社	
公共コンサルタント事業部	
RE事業推進担当部長	
東北支社 仙台支店	高 村 浩 之
国際航業株式会社	
公共コンサルタント事業部	
東北支社 仙台支店	大 槻 拓 也
国際航業株式会社	
公共コンサルタント事業部	

傍 聴 者 1 人

議事日程

- ・ 令和3年8月教育委員会臨時会議事録の承認
- ・ 令和3年8月教育委員会定例会議事録の承認
- 第 1 議事録署名委員の指名
 - ・ 報告
- 第 2 教育長報告
- 第 3 報告第34号 新型コロナウイルス感染症について
- 第 4 報告第35号 指定校の変更について
- 第 5 報告第36号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（8月分）について
- 第 6 報告第37号 基礎学力向上等について
- 第 7 報告第38号 令和3年度美里町議会9月会議について
- 第 8 報告第39号 美里町立幼稚園預かり保育における職員の配置について
- 第 9 報告第40号 新中学校整備等事業について
- 第10 報告第41号 家庭学習環境の整備について
 - ・ 協議事項
- 第11 民間事業者からの提案について
- 第12 美里町就学援助制度について
- 第13 新型コロナウイルス感染症対策としての水道の改修について
- 第14 学校における生理用品の取扱いについて
- 第15 令和2年度会計における事務処理について
 - ・ その他
 - 行事予定等について
 - 令和3年10月美里町教育委員会定例会の開催日について
- ・ 閉会

本日の会議に付した事件

- ・ 令和3年8月教育委員会臨時会議事録の承認

- ・ 令和3年8月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 2 教育長報告

第 3 報告第34号 新型コロナウイルス感染症について

第 6 報告第37号 基礎学力向上等について

第 7 報告第38号 令和3年度美里町議会9月会議について

第 8 報告第39号 美里町立幼稚園預かり保育における職員の配置について

第 9 報告第40号 新中学校整備等事業について

第10 報告第41号 家庭学習環境の整備について

- ・ 協議事項

第11 民間事業者からの提案について

第12 美里町就学援助制度について

第13 新型コロナウイルス感染症対策としての水道の改修について

第14 学校における生理用品の取扱いについて

- ・ その他

行事予定等について

令和3年10月美里町教育委員会定例会の開催日について

- ・ 閉会

【以下、秘密会扱い】

- ・ 報告

第 4 報告第35号 指定校の変更について

第 5 報告第36号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（8月分）について

- ・ 協議事項

第15 令和2年度会計における事務処理について

午後1時30分 開会

○教育長（大友義孝） 皆さん、こんにちは。

9月も今日は最終の30日ということになりました。明日、10月1日からはクールビズも終わって、一種の衣替えというんですかね、それになるなというふうに、今年も明日からネクタイを締めなければみたいなものだと思うんですが、ちょっと気落ちしているところでございます。

委員の皆さん、おかげさまで9月の美里町議会定例会が終了いたしました。大きな部分は、令和2年度の決算審査ということでございまして、全て承認をいただいたということでございます。詳細の部分につきましては、追って報告をさせていただきたいと思っております。

それから、新型コロナウイルス感染症に関わるまん延防止等重点措置関係でございしますが、今日をもって一応終了するというところでございます。明日からは通常の状態に戻ることなんですけど、やはり昨日も小学校、中学校、先生方、校長先生には通知をしたところでございますが、気を緩めず予防対策をしっかり取っていただきたいということを申し上げさせていただきました。

そういうことで、これから懸念されてくるのが今度はインフルエンザの部分、今朝、新聞にも載っていましたがけれども、ノロウイルスの関係もあったりとか、やはり気をつけなければいけない点がいっぱいあるなというふうに改めて認識したところでございます。

それでは、どうぞ今日の会議、よろしくお願いいたします。

ただいまから令和3年9月教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は教育長を含めまして5名でありますので、委員会は成立いたしております。

説明員といたしまして教育次長、教育総務課課長補佐、並びに、学校教育専門指導員、青少年教育相談員、特別支援教育専門員、そして担当主事に出席させていただいております。また、一部の報告事項、協議事項の中で担当職員が帰りますことをお許しいただきたいと思っております。

それでは、早速でございますが、会議を行います。

まず初めに、令和3年8月に行いました教育委員会臨時会、そして、定例会の議事録の承認についてでございますけれども、2つの会議の議事録でございました。既に委員の皆さん、お目通しをいただいて修正箇所等については申出いただいたのかなというふうに思っているんですが、いかがでしょうか。承認をいただきまして、よろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。では、もう一度点検をしながら公表にしていた

だきたいと思います。よろしくお願いいたします。

日程 第1 議事録署名委員の指名

○教育長（大友義孝） では、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

教育委員会会議規則の規定によりまして教育長から指名をさせていただきます。

このたびは、4番大森委員、1番後藤委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

報告事項

日程 第2 教育長報告

○教育長（大友義孝） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、教育長報告でございます。

教育長報告の資料の分につきましては、お目通しをいただいたかと思いますが、一括してお話をしたいと思っております。

1つ目は、大きい部分で教育行政の部分でございまして、まず、学校関係でございすけれども、幼稚園の②の大崎公立幼稚園・こども園協議会公開研究会、これも2年から3年、研究をしてきて、そして、お披露目をするようになってございまして、今年度は美里町が会場だったということでございます。しかし、公開研究会そのものについては、一堂に会せないということで既に実行委員会のほうで決められまして、中止するということになりました。ただ、これまでの成果の部分に関しましては、先生方に配布したり、いろんな形でお示しをしていくということになったようでございます。

それから、全般的な部分でございまして、ALT、タイラー・クラウドさん、それからダンヤ・エルスさんの両名は、9月12日までが2年の任期でございました。帰国の途に就いておりますが、ダンヤさんは日曜日に美里の地を離れまして、今日は木曜日ですから、既にアメリカのほうにもう到着しているということになります。タイラーさんは昨日もちょっとお会いしまして、今日あたり出発なのかな。美里を出発して、東京で1泊、2泊してアメリカに戻ると

いうようなところでございます。それに代わられるALTさんの受入れの部分ですけれども、まだ正式な部分が届いていないので委員の皆さんにはまだお示しできないがありますが、決まり次第、お示しさせていただきます。

それから、新型コロナウイルスの関係で③の部分ですが、行事の変更を余儀なくされたものがございました。大きくは修学旅行です。このような形で日程変更しておりますことをご承知おきいただきたいと思います。

それから、1ページ一番下の段ですが、②のところに「子ども笑顔・地教委キャラバン」というのがございます。要望書の資料の中に添付させていただいておりますので。こういった要望があるということでございます。おおむね美里町教育委員会では、先生方の言い分というの分かるわけなので、努力して要望に近い形に何とか頑張っているというところでございますので、お見えになった際にはその旨、お話をしていきたいというふうに思っております。

裏面のほうですが、9月会議については、後ほど次長のほうから報告をさせていただきますし、また、一般行政の全般的な部分では、秋の交通安全県民総ぐるみ運動というのが本日まで行われてございます。いろいろ道路、美里町内を歩いてみても、何か速検も大分、そっちこっちで行われていて、お巡りさんに切符を頂戴した方もいるのかなというふうに思っておりますが、やはり速度超過は危険ですので、全体的に気をつけながら見ていきたいなというふうに私も思っているところです。

それから、幼稚園の園長会議、小学校・中学校の校長会議の連絡事項については、添付させていただいているとおりです。

それから、10月に入ってすぐに管内の教育長連絡会がありまして、令和4年4月に向けた人事異動等の調整作業に本格的に入ることとなります。昨日、夜だったんですけれども、各校長に関係資料の作成を依頼したところがございます、ここ1か月、2か月で基礎部分を調整して、あとは微調整に入るわけですが、やはり児童生徒数の関係、こちらが大きい部分での先生の配置に関わる部分が出てきますので、きちんと整理をしていきたいと思っております。

以上が、教育長報告となります。

この報告の中で、委員の皆さんから何かご質問、意見とかありましたらお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。後藤委員、どうぞ。

○委員（後藤眞琴） 2021年度「子ども笑顔地教委キャラバン」要請書のところにいっぱい上がっているんですけれども、これを読みまして、美里町ではどうなっているのかなというところをお聞きしたいんですけれども。多分、今日すぐには答えられない部分もあるかと思いま

すので、後で、よろしいんですけれども。例えば、②「作品依頼募集等については、関係機関に対し、学校を通さない募集とするよう要請すること」、こういうのは美里町ではどういうふうにしてやっているのか、全然分かりませんので。それから、次のところの抗原検査キット、資料を読みましたらかなり大変だなと思ひまして、ここでは「養護教諭をはじめ、教職員に検査を行わせないこと」となっているんですけれども、もらった資料では自分でやるようになっているんですね。ですから、そういうところを美里町ではどういうふうな対応。それから、4番目は、消毒作業はこういうことをしたという報告がありまして理解しているんですけれども、清掃業務なんかはどうなっているのかなど。そういうところもありますので、後で説明していただければありがたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○教育長（大友義孝） 分かりました。一つ一つクリアしているものとそうじゃないもの、それから、要請書の部分を全部、それに対応できるものとできないものがありますので、それらについても一つ一つ、美里町でどうなっているかという部分については、委員の皆さんにはお知らせさせていただきたいと思ひます。実態的な部分は時間を貸していただければありがたいと思ひますので、（「はい。よろしくお願ひいたします」の声あり）分かりました。

そのほかございませんでしょうか。

なければ次に移ります。よろしくお願ひいたします。

日程 第3 報告第34号 新型コロナウイルス感染症について

○教育長（大友義孝） それでは、日程第3、報告第34号 新型コロナウイルス感染症について、報告をいただきます。では、教育次長、お願ひします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） お疲れさまでございます。私のほうからご説明をさせていただきたいと思ひます。資料は、報告第34号と左上に書いてある資料を使って説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

この資料は、小中学校の校長会議で使用した資料を添付させていただいております。2枚目以降は、先ほどお話しがありましたけれども、抗原検査キットに関する資料をつけさせていただいているところでございます。

ここに手書きで星印を書いてお願ひして、1番、新型コロナウイルス感染症についてという

ことで、この部分をご説明させていただきたいと思います。

まず、学校に関する濃厚接触者等の状況ということでございますが、やはり緊急事態宣言中、大分いろいろと情報は入ったのですが、陽性という方はいらっしゃらず、全て陰性ということではよかったなというふうに思っているところでございます。

最近の状況につきましては、大分数も減ってきておりまして、やはり大分落ち着いてきたのかなというふうに感じているところでございます。ただ、今後も情報が入ることがあると思いますので、しっかりと学校との連携を取りながら、万が一の事態にしっかりと備えていきたいと思っているところでございます。

続きまして、(2)の今後の対応ということで、1)から8)までございますが、1)でございます。美里町の感染レベルということで、宮城県の緊急事態宣言中、ステージ4というところで、美里町の小中学校におきましても、衛生管理マニュアルの中で3つのレベルが示されておりますが、一番高いレベル、レベル3の対応ということで取ってきたところでございますが、現時点では大分状況も落ち着いてきて、ほぼステージ3という形になっているのではないかと。そういうところもございまして、町長部局、健康福祉課と協議をいたしまして、レベルの対応といたしましてはレベル2の対応というようなところで、協議の上でそういう形の対応を現在、取っているというところでございます。

続きまして、2)でございますが、児童生徒のワクチン接種時の取扱いということで、ワクチンを接種した場合、副反応等々が心配されまして、副反応等で学校に行けないというようなところも想定されますので、そういうものにつきましては欠席にせず出席停止、そういう措置を取るような形で対応するよというところで、学校にその対応を示しているところでございます。

3)につきましては、修学旅行等に関するコロナ対策費用の支援及びキャンセル費用の負担ということでございますが、9月議会の追加議案で皆様に電話でご説明させていただいたところでございますが、修学旅行においてコロナ対策として必要になる費用、これについて町のほうでその費用を負担するというところで、これにつきましては、予算化して教育委員会のほうで直接、旅行会社と契約をいたしまして、その部分については教育委員会のほうでその費用を賄う、対応するというところで今後、進めるということにしております。

また、もし万が一、直前のキャンセルが必要だと。そうしますと、キャンセル料が発生いたしますので、その費用につきましても、町で負担するというところで財政部局と調整をしているというようなところでございます。

続きまして、4) 家庭でのオンライン学習環境の整備ということで、やはり今、収まっているとはいえ、今後また感染拡大があるといった場合、臨時休業措置とか子供たちの学びを止めないための措置が必要になってくるというところがございます、家庭での学習環境を整えていく必要があるということで、議会から一般質問でも出ておりますが、とにかく待ったなしだということで校長会でもお話をしまして、これをしっかり整えていく必要があるということで進めているところでございます。後ほど担当のほうから報告をさせていただくようになると思いますので、よろしくお願ひしたいというところがございます。

続きまして、5) でございますが、4) と関連する部分がございますが、校長先生方に今後、臨時休業、そういう措置を取らなければならない状況になったときに、どういう登校方法で登校させるのかというようなどころもしっかりと想定しておく必要があるであろうということで、今後、連携をしながらそういう事態になったときにスムーズに登校方法を実施できるような形で調整をしていく必要があるということでお話をしているところでございます。

続きまして、6) でございますが、抗原検査キットの配布ということで、これは国のほうから教育委員会に対して配布を受けるということでございまして、これにつきましては、資料をご覧くださいと細かい部分、お分かりになるかなというふうに思っておりますけれども、これは大分限定された使い方になる検査であるというようなどころでございます。

これまで、やはり感染対策をしっかり取りながらやってきているというところがございまして、まず、登校する際については、健康観察カードでしっかり確認をして、症状がある子供については、もし異常があれば当然、帰宅させるとか、症状があれば登校しない、こういうことを徹底してやってきているところでございます。先生方についても、やはり症状があれば当然、休んでいただくと。そういうところでやってきていると。もし万が一、登校してから、出勤してから、そういう状態になった場合も、原則は即刻お帰りいただくということが、これまでずっとやってきているところで、特段、学校に留め置くとか、とどまらせるというようなどころは、これまでは報告もないですし、そういうことで困ったという報告も学校から受けていないというところがございます。

このキットが配られたからといって、その実態が変わるわけではないので、基本的にはこれまでどおりの対応ではないかと。万が一のところは備えてということで、マニュアルに基づいて各学校では体制を整えておくということが必要になるかと思うんですが、大分限定された使い方ですので、これからその事例があるのかなというところで、あまり、もしかするとないのではないかなというようなどころでも考えているところですが、そういう事態になれば当然、

学校と連絡を取り合いながら対応していくということになるのではないかと。

先ほど話もありましたけれども、自分で検査をすると。その検査の精度を考えると、小学校4年生以上じゃないと検体をうまく取れないということもありまして、小学校4年生以上に行っているというところでございます。

あと、検査する場所、議会でも出ましたけれども、やはり校舎内でやるべきではないのではないかとというようなところもあって、やはり大分それについては、検査するに当たっては、注意して実施する必要があるのではないかとということがございまして、その辺につきましては、実施する際の場所につきましてはまだ決めてはいないのですが、学校での状況も聞きながら整理をする必要があるのかなど。その際にはご意見をお聞かせいただくことがあるのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというところでございます。

続きまして、7)です。生理用品の配布ということで、この後、協議の中でも上げているのですが、町長部局から生理用品の配布があるということでございまして、その対応、それについてアンケートを取っておりますので、協議のところでご意見をお聞かせいただければと思っておりますのでございます。

続きまして、8)の給食費補助の延長ということでございまして、これまで前期の分、給食の値上げ部分をコロナ対策として町のほうで補助してきたということがございますが、今後、年度いっぱい、引き続き、給食の値上げの部分につきましては補助していくということで予算が可決されましたので、そういう対応をするというところになっているところでございます。

ちょっと長くなりましたが、私のほうからは以上、報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

後から報告と協議する部分もあるんですが、今、次長から説明があったような形でございます。この中で、委員の皆さん、何かあればなんですけれども。詳細に移ったときに、もう少し皆さんからお伺ひしたい部分もありますので、日程第3のことについては以上でよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。では、報告第34号についての報告は、報告済みということにさせていただきます。

では、次に日程第4と日程第5の部分ですが、実は内容が秘密会にふさわしい内容になってございます。そこで、お諮りを委員の皆さんにさせていただきますが、秘密会にするというこ

とのご理解の下で日程を入れ替えさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） 傍聴の方がいらっしゃいますので、後ほどにまとめて秘密会は行うというふうにさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

日程 第6 報告第37号 基礎学力向上等について

○教育長（大友義孝） それでは、日程第6に入ります。報告第37号 基礎学力向上等についての報告をさせていただきます。では、基礎学力の案ですから、阿部先生、よろしいですか。（「はい」の声あり）お願いします。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） それでは、報告します。

事前にお渡ししている資料によってこの6つ、インターネット関係の調査の結果の全部をまとめたものと、それから、学習・生活習慣調査の各学校からの資料を今日、おつけしていますので、そちらもご覧いただきたいと思います。

22日が締切りだったので、ちょっと間に合わなくて申し訳ございませんでした。まず……（「これ、何の」の声あり）よろしいですか。（「2つあったから」の声あり）すみませんでした。申し訳ありません。よろしいでしょうか。

では、1番の第1回美里町学力向上推進委員会のことにつきまして報告をさせていただきます。

8月24日に本年度、最初の推進委員会を実施いたしまして、この委員会の委員長、副委員長を決め、そして、（2）にありますような内容を協議いたしました。

協議した内容の主たるところの美里町学力向上推進計画（素案）という部分については、お示しているところですが、事務局が教育委員会ということで行わせていただくので、こちらのほうで第2期の美里町教育振興計画を基にしながら、それを踏まえた上で今後の推進計画（素案）をお示して、委員の皆さんにご意見をいただいたということでございます。

朱書きした部分をご意見の主たる内容でございます。推進していく時期の部分につきましては、令和7年度の新中学校建設を視野に入れながら、そこまでの長期的な取組を行っていきたいということでございます。ですので、今年はまず、今後、何をやっていくか、具体的な取組

をしっかりと設定すると。それを今後の話合いの中で推進計画の中に盛り込んでいくという形にしていきたいというふうなことでございました。

今後の方向性につきましては、10月7日を目標に、改めて素案のもう少し詳細を組み立てたもの、構成したものを各学校へ配信して、その意見を集約してまいりたいと思っています。そして、11月末に予定しております第2回の推進委員会において令和4年における取組について確認していきたいと思っています。

もちろん、委員の皆様にも、10月の定例会のときにはさらに詳細な部分をお示ししてご意見をいただきながら進めたいと思うんですけれども、町の各小中学校が学力向上に向けて足並みをそろえて取組を行っていただけることを目標にしておりますので、その点をいろいろとご意見をいただきたいというふうに思います。

2つ目は、全国学力・学習状況調査の公表についてでございます。事前の資料の中には、ちょうど当日、文科省から送られてまいりました報告書が入っておりまして、現段階でそちらのほうを私のほうでも十分読み砕いてはおらないんですけれども、まずは前回の定例会のときにこの調査結果の取扱いというところをご確認いただきまして、昨年はないので、令和元年度と同様な取扱いを行っていくということで、本日は広報「みさと」の11月号の原稿の案をご提示しております。これらについて何かお感じになっているところがございますらお出しいただきながら、修正して11月の広報に間に合うように作成を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

3の令和3年度2学期制導入試行期の効果検証についてですが、アンケートにつきましてはご確認をいただいておりますが、アンケートを今後、10月20日から11月5日、ちょっと前の予定よりは早めにしたんです。といいますのは、その後の日程が大変タイトな状況だったものですから、少し早めまして、ネット上で先生方が回答できるような形に作成を進めているところでございます。それらを集計いたしまして、中身、結果及び検証内容を各学校へ、11月11日に校長会議を予定しておりますので、そこで示して、さらにご意見をいただいて、今回、第2回になります教務主任者会議、これが11月12日なんですけれども。この会議で2学期制導入検証委員会ということでその中身を定めてまいりたいと思っております。そこで検証された内容につきまして提言的な形でまとめたものを11月の教育委員会の定例会でご協議いただき、修正等を加える必要がある場合は若干、時期がずれていくと思うんですが、目標としては12月の校長会議で各校へ報告をしていきたいと思っております。

番号が間違っておりました。4と5がひっくり返っておりました。申し訳ありません。

次に、学習・生活習慣調査、9月についてです。全体の状況については、配付した資料で示してありますけれども、各学校、小中学校とも、まず、小学校では、学習習慣の定着ということを非常に意識して保護者の皆様にご協力をいただいているという状況が見てとれました。まだまだ課題はあるんですけれども、向上してきたところも見えていると思います。

中学校では、特に調査時期が期末考査の時期だったものですから、非常に学習の時間が伸びたんです。これは非常に子供たちがその時期、頑張っている状況が分かるんですが、そのことを習慣化するというところが、これからの中学校での課題というふうになると思います。

続きまして、家庭へのタブレット端末持ち帰りスケジュールにつきましてですが、いよいよ美里町でも家庭への持ち帰りを本格的に行っていくということで、9月13日から保護者向けに今後のスケジュール等をお示ししております。既に9月24日から26日までの間、まず第1回のタブレット持ち帰りを行い、Wi-Fi環境、接続ができるかどうかというところ、基本的な確認をしております。現在のところ、大きな障害的なことの報告はないんですが、各学校も子供たちはまず順調に作業できたということだったんですが、もう少し厳密にWi-Fi環境がどうしてもつけられない家庭を今後、確認しながら、その家庭に対してどのような策をするかというところを検討していく段階になっております。

なお、今後、10月以降は、オンライン学習の形態がきちんとできるかどうかという確認を行うようになっております。学校によって、小学校、また、中学校、それぞれの実態に応じて研修とかオンラインの作業の進め方というのが、若干、違いはあるんですけれども、おおむね10月中には今後、タブレットの持ち帰りが十分可能になるような状態を目指している状況です。

最後になりますが、令和3年度指導主事学校訪問につきましては、8月30日と8月31日に小牛田中学校と不動堂中学校が、指導主事学校訪問がございましたけれども、ちょうど緊急事態宣言に入った直後でございまして、直後というか、その状況が非常に厳しい状況になってまいりまして、それで参観は授業までという形で全体指導等はない状態の指導主事訪問になりました。学校からは、資料にありますような報告が上がってまいりました。非常にちょっと残念な部分があったございましたけれども、授業のほうは先生方、一生懸命なさっている様子を参観させていただきました。

以上となります。よろしくお願いたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

6点ほど基礎学力向上等についての報告をさせていただきましたが、まず、全国学力・学習

状況調査の広報への掲載のものについてのご意見を頂戴したいと思うのですが、その前に1から5までの全般的な部分について、委員の皆さんからご意見を賜りたいと思います。いかがでしょうか。後藤委員、お願いします。

○委員（後藤眞琴） 「美里町学力向上推進委員会設置要綱による」というのが、資料1の2枚目にあるんですけども、この設置要綱というのは、教育委員会に僕たち、出していただいたんでしょうか。僕の記憶では見た記憶がないので、お伺いしております。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） この要綱につきましては、委員会では今、ご提示していない状況でございまして、これについてはご相談していない状況でございます。

○教育長（大友義孝） 分かりました。後藤委員の言うのが分かるんです。学力向上推進委員会という名称そのものが、前は教務主任者会とかいろんな名称を使って会議をやってきたんですね、これまで。

○委員（後藤眞琴） はい。僕も、これに関連したものがあるといのは承知しております。

○教育長（大友義孝） ええ。ただ、その部分の関係で、きちんとした要綱というのが当時からなかったんです。それで、じゃあ、教務主任さんが主体的なものでいいのかということ考えたときに、やはり研究主任さんのほうと連動していくのが一番ベストであるというふうな、内部で協議をさせていただきまして、教育長の権限でもって要綱の設定をさせていただいたというふうなところでございます。

○委員（後藤眞琴） 僕も、この学力向上ね、教育委員会、毎年、協議事項に上げておりますよね。ですから、教育委員会に前にこういうものをつくりますと。それは報告があつて、そして、こういう形でつくります、それで、こういうものをつくりましたと、そういう報告があつて僕はしかるべきだろうというふうに思います。

それから、全然分からないので、この目標も全部ね。どこで誰が決めたのか。説明なく。

○教育長（大友義孝） どこで誰がというと、私も、これは何年も前から要綱があるものだというふうにならなくて認識しておったんですね。ところが、実際、蓋を開けてみると、それが現実的になかったというのが、今、後藤委員が言われる部分だと思うんですね。

それで、目的とかそういった部分に関しまして、教育委員会で承認を得るのが規則なんですけれども、それ以前に要綱要領等の部分について当然、委員会の皆さんにお知らせすべきであったと。ただ、すぐ委員会を開いていきたいがために、8月24日にいろいろやっているんですけども、その後に委員会があるので、要綱の制定、こういうふうにやりますといったんでは間に合わないというふうな展開があつたんです。それで、教育長判断によりまして、要綱の

制定をさせていただいたという経過がございます。

もっとも、後藤委員が言われるように、こういったものをこういった形でやりたいんだというふうな相談があってしかるべきだろうと。全くそのとおりです。その辺については、おわび申し上げたいと思っております。

改めて、この要綱の部分に関しましては、委員の皆さんにお知らせする形で、添付資料という形で出していきたいと思っておりますので、もし、それで不都合な部分、そこの意見をいただいて見つければ、推進委員会設置要綱の部分の変更も余儀ないと。何でかんでそれでやらなければならないということではないと思っておりますので、変更もやぶさかではないということがございますので、ご理解いただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○委員（後藤眞琴） 今後、そういうことのないように、よろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） はい。ありがとうございます。

○委員（後藤眞琴） それから、多分、先ほどお話ししたのは資料2にある令和3年度全国学力・学習状況調査結果についてということでは何かご意見ありますかということだったと思うんですけど。

○教育長（大友義孝） それも含めてでございますけれども、こっちのほうが重いのかなと思っただもんですから、全体的な部分で結構です。

○委員（後藤眞琴） それから、ちょっとその前に、進む前に、今の学力向上推進委員会のところの赤字で書いてある部分がありますね。こういう意見が出たというところの、3点ほどちょっとお聞きしたいのは、会議で意見が出たということだろうと思うんですけども、資料1の2枚目の7番の(2)の表に入っている②の部分、習熟学習の工夫というところで「現段階では、ICTを活用した習熟は難しい」となっている。どういう難しさがあるのか、意見が出たのかどうか。それが1つ。

次は、その④の学習状況調査及びCRT検査の活用、「町としてまとめ」となっていますが、これは美里町学力向上推進委員会、この結果、状況調査を分析し、その結果、それから活用の仕方、そういうことは、町としてまとめるんでなくて、美里町学力向上推進委員会がまとめたかどうかというふうに思います。

それから、もう1点、この次のところ、今の④の下のところ、「町の指針として、授業計画と評価方法が必要である」、これは、意味・内容はということなんですか。（「よろしいでしょうか」の声あり）

○教育長（大友義孝） お願いします。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） 1点目、ICTを活用した習熟は難しいというのは、大変ちょっと説明不足でございますが、いわゆるタブレットを今、活用して授業をしているんですけども、タブレットの今ある内容では、使える範囲は、習熟という部分にはまだまだ追いつけていないと。途中の経過として使うことはできるけれども、習熟がタブレットを使ったり、それから、タブレットにあるソフトを使って確実にできるかということ、もちろん、問題をやってみたりはすることはできるけれども、確実に習熟に結びつくかどうかということまではまだ至っていないというような話でした。なので、もう少し活用研究が必要だということでございます。

それから、「町として」というのは、大変申し訳ございません。これは、町全体としてのどうか、町全体として統一した方向性という意味であって、町から出すというか、まとめるという部分ではないので、後藤委員がおっしゃるように、学力向上推進委員会では検証という部分も入っているので、そこで検証したものを町全体の方向性として示すというような意味合いで言っています。

○委員（後藤眞琴） すると、ここは町全体として示すと。（「そうですね」の声あり）学力向上推進委員会が分析し、考えたものという意味ですね。分かりました。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） そういうことです。町全体の方向性というものを示すということです。

次に、町の指針として授業計画と評価方法が必要であるというのは、中身は、町教育委員会においてはこういったのも出して、実際に出して、そして、授業計画とか評価方法を参考にしながら学校の授業を進めるというふうな部分まで進んでやっているところもあるんですね、実は。そういったところというのは、町に指導主事がいまして、その指導主事が計画を立ててそれを投げかけるという形になるんですけども。そういうことを実は学校でも望んでいるというか、学校で授業計画とか評価方法を1から考えていくというのは、非常に手間も暇もかかるので、町のほうでそういったものを示してくれると、非常にそれを参考にして組み立てしやすいと。よくカリキュラムなんかも、教科書が変わったりしますと、それを1からつくっていかなければならない作業があるんですが、それを教科書会社のものをたたき台にしてつくったりということもあるので、そういった意味合いのこととして、町からたたき台になるようなものを出してほしいというような、そういった内容だった

○委員（後藤眞琴） これは、そうすると、意見というよりは要望だというふうに理解してよろしいわけですね。

○学校教育専門指導員（阿部 毅）　そうですね。そういったものも含めて考えてほしいということですね。

○委員（後藤真琴）　僕は、授業計画とか評価方法は、各先生方が各学校でそれぞれ話し合っただけでいいんじゃないかというふうに思っておりますので、町としてこうやりなさいと、そういうものを指針として出すというのはどうかなと思いましたが、お聞きしました。そうすると、要望として、ほかのところでもやっているところがあるから、どうですかというようなものだった。（「そうですね」の声あり）分かりました。

それでは、次の全国学力・学習状況調査結果について、これは、広報に出して保護者を中心とする町民の方にお知らせすると、おとしやっているものに倣ってということの報告だったと思うんですけども、それで、僕もそれはそうだろうなと思っているんです。それで、読ませていただいて、文章の問題なんですけれども、そのことについて感じたことを申し上げたいと思います。

1つ目は、小学校の問題数、国語というところの、国語は考えを表現するための云々と書いてあるところの4行目ですけども、「文章の読み取りや」次、「要約力に課題がありました」となっているんですね。そうすると、僕の読み方では、文章を読み取ることと要約する力に課題がありましたとなっているんですけども、どうして後のほうは力に課題があると。要約力に課題があるというのは、要約力の不足に課題があると、そういう意味だろうと読んだんですけども、そうすると、前のほうも、文章の読み取る力、そういうふうになるのかなと思ったんです。それで、文章の読み取ることや要約することに課題がありましたと。そういうようにしたらどうかというふうに思ったんです。これ、僕の感じです。

それから、「自分の考えをわかりやすく書かなければならない問題」、これは「書かなければならない」を「自分の考えをわかりやすく書く問題」でいいのではないかというふうに思いました。

次は、「算数は、棒グラフの読み取りや時刻の問題」となっているんですけども、これはどうしてあえて「時刻」という言葉を使ったんですか。僕は、「時間」ではないかというふうに。時刻というのは、瞬間のことを言うわけですね。時間というのは、あるときからあるときまでの時間の長さのことを言うわけですね。そして、問題を見ますと、時間の問題を聞いているんですね。それをあえて時刻としたのはどうしてかなと思うので。あるいは、時間のものをたまたま時刻と入ったのかなというふうに思いました。

それから、「日常化による数量把握」、この意味合いはどういうことを言おうとされている

のかなと思いました。

それから、中学校の数学のところです。「数学は」の次の2行目、「数学的な表現を用いて説明できるようにすることが特に課題であり」と。どんなことについて、数学的な表現を用いて説明できると。それはどんなことを想定しているのかなというふうに思いました。

それから、質問紙調査の結果の1行目です。「主な質問を取り上げ」というものにも、「主な質問とその結果をお知らせします」で、あえてこっちが主な質問というものを考えて取り上げる必要はないんでないかと思いましたので。

それから、次の質問紙調査の結果の表があるところの下の方、「早寝・早起き・朝ごはん」というところの3行目の友達と協力することを楽しいと感じていること云々と書いてあって、それで、「本町の児童・生徒の特色といえます」。ごめんなさい。その次です。「これに対して、自分で決めたことをやり遂げようとする気持ちについては、今後しっかりと育てて」……、ちょっと待ってくださいね。3行目です。申し訳ございません。「友達と協力することを楽しいと感じていることについても高い数値が示され、本町の児童・生徒の特色といえます。」ここなんですけれども、本町の特色といえますというのは、何が本町の特色なのか。この特色といえますというところの何かは抜けているのではないかと、そういうことを感じました。

意見を述べましたけれども、そういうことです。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） では、今、ご指摘いただいた点、修正してまたご提示したいと思います。

○教育長（大友義孝） 今、後藤委員から言われた部分、ご意見ということで、直せるものは直すということなんですけれども、どうですか、委員の皆さん。後藤委員から要望をお聞きしましたけれども、それ以外にありますか。（「ここではそれだけなので」の声あり）さっき言ったように6項目あるので、一つ一つやればよかったのかもしれないですけれども。今、学力テストの公表の部分までという形になるけれども、後藤委員、もっとあります、6項目の中で。

○委員（後藤眞琴） 僕が気がついたのは今、述べたようなことです。

○教育長（大友義孝） 佐藤委員、どうぞ。

○委員（佐藤キヨ） 後藤委員がおっしゃられたことと、あと私が、お願いというか、思ったことは、タブレット端末、持ち帰りしているというか、これね、持ち帰ったんですけれども、なかなかつながらないというか、いろいろ苦労していた家もありまして、つながったのか、その後つながったのかどうか、確認していないんですけれども。

あと、このタブレットの持ち帰りについてですけれども、東京の町田市で小学校5年生の女

の子がタブレット、オンラインとかあれでいじめ、小学校4年生とかいじめがあって、自殺した問題がありましたよね。それで、いろいろ調べてみると、学校で全部、パスワードか何か1から9まで全部同じなところなんですね。その学校は、もう前からパソコン、タブレット学習の先進校だったそうで、そういう学校でも何かそういうことをやっていたみたいで、いろいろちょっと問題になっているみたいなんですけれども。

タブレットの持ち帰りについて、あるかどうかと経験してないとか言いましたよね。だから、例えば、外部の人が低・中・高とか、1時間とか、学校に来ていただいて扱い方、それから、いろいろ弊害というか、そういうことが起こることとか可能性があることとか、それから、そのところを担任とかが話すのも大切、もちろんそうなんですけれども、外部の人が来て話すことによって、子供の意識がすごく変わると思うんですよ。だから、もしできたら、そういう時間を設けていただいて、絶対にいじめとか起こらないように。というのは、うちの2年生の子供でさえ、親のiPadを解除しちゃって、自分でいじくれるようにできちゃった。そういうこともあるので、違うパスワードにしたりとかあってありますので、子供には本当に気を付けて触るように。

それから、親がいないときに使うことになることが絶対出てくると思うんですね。共働きのお母さんの家庭なんて、7時まで親がいないとかなんてざらですから。そこで勉強、それで使わせるとなると、親がいない場所で使うということがあり得るわけですから。扱いについて、すごく注意していかないといじめにつながると思うんですね。

だから、できれば、私の希望というか、できれば1時間ぐらいは外部の人を呼んで約束事を確認させるとか。それから、例えば朝、業前とかも20分とか15分とか、全校だとか、あるいは、低・中とかでも分けて体育館とかに集めて、1回指導した後にもう1回、そういう感じ。それから、6か月後にもう1回確認の指導を入れるとかして、とにかく絶対にそういういじめにつながるような使い方が起こらないような指導、対策を取ってほしいなと思います。これは要望ですけれども。

○教育長（大友義孝） 今の佐藤委員のお話を受けて、もうちょっと後でこのタブレット、家庭学習の部分でもまた協議をしなければならない部分があるので、そこでもまたお話を、今、言われた部分を含めて協議したいと思いますのでね。（「お願いします」の声あり）はい。

ただ、ちょっと気になったのは、パスワードがすぐ変更できるというのが、ちょっと私にはやるなということでも何度も言っているのになって思ったんですね。

○委員（佐藤キヨ） 何かお母さんのものをいじくって、解除しちゃったみたいで。小学校2

年生でもうできちゃうから。多分、いじくっているとできると思います。

○教育長（大友義孝） ちょっとそのような危険な部分もあるのでね。

どうですか。今、基礎学力向上で1から6まであるんですけども、まず一つ一つ確認をしたいと思いますが、1番の学力向上推進委員会の部分については1回やりましたけれども、推進委員会の要綱等についてどうなっているんだということで後藤委員からお話がありましたので、その部分について委員の皆さんにご提示申し上げたということです。中身の部分についてもいろいろ触れていただきましたけれども、その辺のところについて整理をかけるということにさせていただきたいと思います。

1番目の学力向上推進委員会の分は、そういう形でよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） はい。2つ目の全国学力テストの関係についてなんですけれども、これは広報に上げる部分、先ほど後藤委員からいろいろご指摘を頂戴しまして、もう一度、修正部分をご提示申し上げるといことなんですけれども、委員の皆さん方からそれ以外の部分、もしあればお伺いしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

実は、この質問紙調査の表なんですけれども、項目をいっぱい今回、出したんです。昨年度の部分と見比べてもらうと分かるんですけども。なくなっている質問項目もあるんです。生徒数に関わりのあるものとかそういったもの、先ほど「主な質問」という部分で話があったように、振り分け、整理をさせていただいた数字になっていますので。質問事項になっていますので。もしよろしければ、先ほど後藤委員から言われたところをもう一度確認をさせていただいてご提示申し上げると、そういうふうさせていただきたいと思います。

それから、3つ目の2学期制の試行期の検証の部分でございます。こちらのほうについては、いかがでしょうか。スケジュール的な部分、このようなスケジュールで行きたいんだということをお示しさせていただきました。11月の教育委員会定例会の中でも協議をいただくこととなりますので、アンケートとか取って見ないと提示できない部分はあるかと思いますが、そのときにまたご協議させていただきたいと思います。

それから、4つ目の学習・生活習慣調査の部分ですけども、告示と同時に心配りさせていただいたものは、美里町の全部の学校の部分、今日お渡しさせていただいた部分は各学校単位の部分ということになりますので、その内訳だということをご理解いただきたいと思います。

5つ目のタブレットの関係については、今、佐藤委員からもご意見を頂戴しましたので、後ほど日程第10のほうでもお話を煮詰めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

6 番目、指導主事訪問の報告ということで出させていただきました。この報告の部分についても確認をしていただいたと思いますので。

以上、6つの部分についての報告をさせていただいたわけですが、一つ一つ確認する部分もありますが、以上、報告いたしましたということにさせていただいてよろしいでしょうか。あと細かい部分については、後ほどまた協議をさせていただきたいと思います。

では、日程第6の報告37号については、以上でまずは報告済みとさせていただきます。

日程 第7 報告第38号 令和3年度美里町議会9月会議について

○教育長（大友義孝） 続きまして、日程第7、報告第38号 令和3年度美里町議会9月会議について報告をいただきます。では、教育次長、お願いします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） それでは、左上に報告第38号と書いてある資料を基に説明をさせていただきたいと思っております。恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。

それで、令和3年度の美里町議会9月会議でございますが、9月7日から、2枚目になりますけれども、9月27日までということで開催されております。流れといたしましては、まず、一般質問を最初にやりまして、その後に議案審議、この中で一番大きいものが、先ほど教育長がお話をいたしました、令和2年度の決算、これが一番大きいところでございます、その審査が大分時間をかけて行われているということで、その結果、最終日に議案の確認というんですか、議決をいただくという形でやられたところでございます。

それで、3枚目でございますけれども、これは、一般質問を受付順番で並べたものでございます。8名の議員から一般質問をいただいたということでございます。その後に、それぞれの議員の一般質問、通告書をずっとつけておりまして、ずっとめくっていただきますと、令和3年度美里町議会9月議会一般質問の順序ということで、今度これは質問の順序に並べ替えたものです。それをおつけしております。一番最初に福田淑子議員から始まりまして、一番最後が鈴木宏通議員ということで、この順番で一般質問がされたところでございます。

この後に、次のページでございますが、一般質問答弁メモというところがございますけれども、これは、教育委員会関連の質問をいただいた方の質問とそれに対する回答をおつけしているところがございます。

福田淑子議員からは、まずはコロナ感染防止対策の簡易キットについて質問をいただいているところをごさいます、これにつきましては、今日、資料をお配りしましたけれども、その内容等につきまして詳しくご説明をさせていただいたところをごさいます。もう一つが、学校のトイレに生理用品を設置してほしい、するべきであるというようなご質問がありまして、これにつきましては、アンケート調査を行っているところをごさいます、町長部局から配布される予定の生理用品の取扱いも含めて、教育委員会のほうで協議するというところでお話しているところをごさいます。

続きまして、吉田二郎議員からは、改正バリアフリー法ということで公共施設、学校施設の関係について説明を受けてございまして、新しく学校を建てる場合につきましては、バリアフリー法にしっかりと合ったものを建てるということになっております。ただ、既存の学校施設につきましても、避難場所になっているところが大分ありますので、そういうところにつきましては、バリアフリー法に合わせたような対応を取るよう努めると。努力目標になっているところをごさいます、例えば、スロープをつけて段差をなくす、車椅子で利用できるトイレ、エレベーター、そういうものを設置するよう努めるということになってございまして。我が町においては、このあたりの検討をまだしておりませんので、今後、学校からいろいろと聞き取りをしながら、必要な対応があればその対応をしていかなければならないということで、これは今後、調査の上、協議いただく必要があるかなと思っているところをごさいます。

続きまして、同じく吉田二郎議員で学校施設の維持管理ということでお話がございまして、新しい中学校を建てるということだけではなくて、既存の学校施設についてもしっかりと修繕をしていくべきであろうということで、実際の例として、小牛田中学校のトイレが使用禁止になっていたというようなご質問をいただいでいて、1か所だけありまして、そのトイレにつきましても修理して使えるようになっているところごさいます、状況をお話しているところをごさいます。

あとは、同じく吉田二郎議員から新中学校建設について、屋外運動場についてということで質問をいただいでおりまして、特にテニスコートについて、もともと2面の計画であったのですが、これでは少ないのではないかとというようなことが議会の全員協議会でも言われておりまして、これにつきましては、その状況を踏まえて3面で構成するというごさいます、現在は3面ということで公募の条件としているところごさいます。

続きまして、佐野善弘議員からは、中塚小学校の未使用地の利用ということでございまして。体育館の脇に空き地とか、プールを造る予定であった場所があるのですが、その部分を

保護者の送迎に使ったりとか、あとは避難所として、その際の駐車場として使ったりと、そういうものに利用してはどうかということをございましたので、これにつきましては、事務局のほうで現地を確認いたしまして、どういう形で利用したらいいかというようなところをいろいろ今、検討しております、あと、それに必要な費用も含めて算出をして、駐車場として使えるような形でそういう方向での検討を進めているところがございますので、いずれ予算を取る必要があると思いますので、教育委員会のほうで報告しながら対応を進めてまいればなというふうに思っているところがございます。

前原議員からの質問につきましては、十王山の槻ノ木の大枝が折れたというようなところから、その対応、あとは今後の対応、そういう部分についてお話がございます。それで、今回、補正予算で樹木診断の予算を取得いたしましたので、その予算を、早速発注して、そして、今年度中にはどういう形で今後、対応していったらいいかという部分をしっかりと確認をします。その上で、治療に必要な予算を今後、取得していく必要があるということで考えております。

続きまして、手島牧世議員からでございますが、これは、学校用タブレットの活用とオンラインによる授業の現状ということで、現在、どのように使っているか、オンラインによる授業はどうだと、この2つについてまず質問をいただいております、まずは、ここの答弁メモにもございますが、このようなものに使っていると。あと、オンラインによる授業についてはまだ行っていないというようなところでお話をしておりますが、その際にいつからやるんだというようなこともございまして、先ほどスケジュールを見ていただいたと思いますが、9月中にある程度、基礎調査をしながら10月以降、準備をしっかりと整えてまいりたいというお話をしているというところがございます。

その次は、修学旅行に関するキャンセル状況はどうだというようなことで、今のところ、キャンセルはしていないというところでお話をしているということと、あとは、子供の肥満、児童生徒の肥満についてどういう対応をしているんだというようなご質問をいただいて、各学校で指導を行っているというところでお話をしているところがございます。

一般質問については以上ということでございまして、その次に、9月会議の議案書をおつけしておりますけれども、ここに書いてあるように、報告から始まりまして、議案、認定という形でこれらについて審議いただいて、可決いただいているというところがございます。

資料につきましては、議案と議案の中で一番量が多いのが令和3年度の補正予算でございますが、これは以前、皆様にご確認いただいたものを全て可決いただいているというところがございます。

それで、教育委員会の分科会がございまして、内容について細かく職員、私はじめ係長以上で対応させていただきましたが、内容についていろいろとご質問を受けて、細かく対応しているということでございます。

それで、この決算に対して報告書というものが議長から町長宛てに出しております、今回は教育委員会に関する質疑事項等々については特にないということで、教育費については特段、条件とか今後の対応というものは付されていないということでお認めいただいたところで、併せて報告をさせていただきたいと思っております。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。委員の皆さんは確認をしていただいていたと思うんですけども、今、説明のあった、報告のあった部分を含めて何かございましたらお伺いしたいと思いますけれども。特にありませんか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、今の美里町議会9月会議の部分については、以上で終了とさせていただきます。

では、1時間以上経過していますので、ここで少し休憩を取りたいと思っております。5分間ぐらい休憩させていただきます。再開は5分5分からお願いたします。

休憩 午後2時50分

再開 午後2時55分

○教育長（大友義孝） では、再開いたします。

日程 第8 報告第39号 美里町立幼稚園預かり保育における職員の配置について

○教育長（大友義孝） 次に、日程第8、報告第39号 美里町立幼稚園預かり保育における職員の配置について、報告をさせていただきます。では、齋藤課長補佐、お願いします。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（齋藤 眞） それでは、報告第39号 美里町立幼稚園預かり保育における職員の配置についてのご報告をさせていただきます。座ってさせていただきます。

まず、1番としまして、経緯です。前々から幼稚園長から教育総務課に対しまして幼稚園における人員不足についての話がございました。このことから、美里町立幼稚園長に詳細についてヒアリングを行っております。それが別紙についておりますが、1枚めくっていただきますと、別紙1、預かり保育人員配置というものがございます。これは、こごた幼稚園、ふどうどう幼稚園、なんごう幼稚園、3園の聞き取りした結果でございます。

こちらを見ていただきますと、こごた幼稚園につきましては、下の枠になるんですが、17時にかけて太枠で囲ってございます。こちらの部分につきまして人員が不足しているという部分で園長のほうから要望が出ている状況でございます。

続きまして、次のページ、ふどうどう幼稚園になります。こちらが預かり保育の児童数が多いところになっております。こちらの部分につきましても、下段の部分になります。こちらは15時から18時につきまして人員が不足しているというような形で聞き取りを行っている状況でございます。

次のページのなんごう幼稚園につきましては、今のところ、人員不足というところはないというような回答をいただいているところでございます。

その結果を踏まえまして、不足が生じているのは預かり保育を行っている時間帯であり、その中でも特別支援教育支援員の配置に不足が生じております。

課題につきましては、現状、美里町での預かり保育については、職員の配置基準が今現在、ございません。特別支援教育支援員の配置の不足についても、具体的な根拠が不足しております。職員配置の基準が存在しないことが、根本的な課題になっているというふうに思っております。

今後の対応といたしましては、この課題を解決するために運営基準、これは職員の配置基準になります。それについて整理を行う必要があると思っております。美里町幼稚園預かり保育における職員配置基準（案）を整理いたしまして検討を進めてまいりたいと思っております。このことにつきまして、令和3年10月開催、次の教育委員会定例会においてこちらの案をお示しして協議していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

配付している資料になりますが、①から③がでございます。こちらの別紙2、3につきましては、次回の10月の定例会においても使用することになりますので、次回もご持参いただきたいと思っております。

お目通しいただいた後に、こちらのほう、疑問点がある場合についてはお問い合わせいただければ、こちらのほうでお答えいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

報告ということなんですけれども、今、説明があったように、課題があつて調査していました、その結果がこうですと。次回から協議を行いたいというふうな内容なんです。どうでしょう。今、ここでお示しされている部分について、今、どうやってまとめていくかということなんですけれども、1つの、少ない、少ないというふうに、職員が少ない、少ないというふうに言われているんですけども、一体どこが少ないのかというのが大体分かったんですけども、その原因は設置基準がないんだということの内容になってきたんですね。ですから、それをつくっただけ、つくったって、それはないものをつくるためには相当な調べをしなければならぬのではないかなと思つているんですけれども。それは調べるにしても、今、委員の皆さんから疑問な点、もしあつたらお聞かせいただきたいなと思つていますが。佐藤委員、何かありますか。

○委員（佐藤キヨ） ちょっと今、何かよく分からなかつたんですが。この表を見て、何か分からない部分が幾つもあるので、聞いてよろしいですか。

○教育長（大友義孝） そこですね。では、聞いてください。

○委員（佐藤キヨ） まず、こごた幼稚園なんですけれども、非正規職員というか、園長さんとか、何かそういう感じの人はいなくなつたんですね、一番上の人が。それで、7時から8時半までは1人で36人を見ているということですか。

○教育長（大友義孝） この表の見方を教えてもらったほうがいいですね。（「うん」の声あり）

○委員（佐藤キヨ） ゼロなのに子供がいるところとか、それから、子供がいないのに職員がいるところとか、いろいろあるので、どうしたのかなと。そこら辺、こういうふうにやればと思つたんですね。

○教育長（大友義孝） 表の説明をしてもらっていただけますか。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（齋藤 眞） こちらに上げているものになるんですが、これは、一番上の預かり保育員という正職員、各園にお一人ずついるんですが、そのほかに会計年度任用職員の方、預かり保育員、預かり保育補助員、特別支援教育支援員、3歳児補助員というのが会計年度任用職員になります。先ほど佐藤委員さんがおっしゃっていた7時台、8時半台、こちらで36人を1人で見ているのかというようなお話ですが、このほかに普通の幼稚園の教員がおりますので、早番の先生と一緒に見ているという形になります。あくまでもこちらは預かり保育に特化した表になりますので、正規の教員、幼稚園教諭の分については、こちら

のほうは含まれていないという形になります。

○委員（佐藤キヨ） それで、ふどうどう幼稚園の場合、よく、正規職員だか分からないんですけども、お手伝いとか何か、預かり保育の時間帯にそっちに入って一緒に遊んでくれている先生とかはよく見るんですけども、それで職員、そこが多いということですかね。（「はい」の声あり）

○教育長（大友義孝） 今、どれで見ればいいのか分からないんですけども、例えば、ふどうどう幼稚園の表で見たときに、職員のAさんという方は、正規の職員さんで有資格者の方ですよということですよ。（「はい、そうです」の声あり）勤務時間が13時から19時まで勤務していますよというふうな意味でいいですか、この色を見ると。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（齋藤 眞） そうですね。基本的に正職員になりますので、7時間45分勤務になります。ですので、実際は13時から19時までにすると6時間勤務になるんですが、その前段……、預かり保育については、10時15分からの出勤で見ているという形になります。10時15分から19時まで、19時までの出勤で7時間45分勤務という形になります。

預かり保育が午後からになりますので、午前中の部分はちょっと、預かり保育部分だけを見ている形になりますので、午前7時から9時までの間の2時間の預かり部分とあとは午後からの預かり部分の時間帯で表のほうは表記させていただいております。

○委員（佐藤キヨ） 8時30分というの、これは、じゃあ、どういう。

○委員（大森真智子） 8時半から通常の子たちも登校してくるので、預かりの子たちと一緒になるから（「そうですね」の声あり）ここが抜けているということ。

○教育長（大友義孝） 表の分析するのが先だな。

○委員（佐藤キヨ） 私も、7でこっちが17ですごい悩んで。これ、手書きの部分も入れてい
いから、分かりやすくしてくれると。

○委員（後藤眞琴） うん、全部……。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（齋藤 眞） 1日の勤務体系でやってみたほうが分かりやすいということですね。

○委員（後藤眞琴） 意見です。ここに報告とありながら、結論出してこうやりますということね。そのときに、前段になる職員の働き方全体を見ない限り、こういうこと、まず言えないんじゃないかと思うんですよ。すぐ、ただ預かり保育だけに限っちゃって。僕みたいに、この預かり保育、一体全体どういうものなのかというのを断片的にしか分かっていない人間が、この

表から職員の人員不足を考えなさいと言われても、とつても僕の想像力では考えられないんですね。ですから、その辺のところ、僕たち、特に僕かもしれないけれども、分かるような資料を出していただきたいと。

○委員（佐藤キヨ） もう1回ちょっと。預かり保育、預かり保育員というのは、幼稚園の普通の9時から1時だか何時までの、こっちの横の部分の人たちだけということですか。そうすると、預かり保育の人は、ここが1時ということなわけですか。13時。（「はい」の声あり）13、14、15、そうすると、ここの3つの7時、8時、13時の次のところが8時30…、あと13時とか見てるといふか。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（齋藤 眞） 9時から13時まででは通常の教育（「教育ですよね」の声あり）はい。13時から預かり保育が始まりますよということですね。

○委員（佐藤キヨ） ここからここまでが、そうすると、そしたら、預かり保育の先生、まとめてさっきの部分だけにするとか。すると、もっと分かりやすくなる。

○教育長（大友義孝） なかなかこれ、（「もう1回工夫してもらおう」の声あり）1人の人がどういうふうな勤務体系を取っているのかというのが分からないと、普通教育している部分があって、次に預かりに入るとか、あるわけですよ。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（齋藤 眞） はい。重複している部分があるので、そこも明記して、1人の勤務体系がどうなっているかというのをお示しするという形で。

○教育長（大友義孝） これ、もうちょっと、さっき後藤委員からも言われたように、預かり保育、教育の部分と預かり保育の部分と設置してやりますよということにしているわけだから、その関係の部分、条例とか全部あわせて。そして、だから、預かり保育も美里町の幼稚園ではやっています。さらに拡大すると、一時預かりの部分も出てくるわけですよ。だから、そういうような流れを整理をかけて、だから、この部分が不足しているようなんですという形に説明を持っていくような形になるのかな。だから、その部分について、不足するというのは、基準がないから不足するも何もないわけですよ。今、基準がないんだからね。それもつくっていかねばならないんでないかというふうな流れになったのかな。

○委員（後藤眞琴） そのことについて僕、意見を述べたわけです。

○教育長（大友義孝） そうですよ。だから、そこにたどり着く前に（「資料を整理する」の声あり）資料を整理するということですね。

○委員（佐藤キヨ） すると、会計年度というのは、もう契約というか、もう4月とかに1年やっちゃったらもう変更はできないという。

- 教育長（大友義孝） 年間雇用ですので、4月1日から3月31日までの雇入通知を出します。
- 委員（佐藤キヨ） 何かいないところに2人もいる。
- 教育長（大友義孝） そうですね。ちょっとこれ、整理をさせていただいて、次回も継続してやらなければならない案件にもなるものでございますので、各委員さんから今、言われたような部分、整理をつけて説明をして協議してもらえようにしたいと思うんですけども、いかがですか。（「あと1点だけいいですか」の声あり）はい、どうぞ。
- 委員（大森真智子） 娘の幼稚園の状況を見ていると、1時から多分、幼稚園で預かりの子たちってお昼寝に入ると思うんです。どこの幼稚園でも一緒ですから。そこから2時、1時間ぐらいたちかと思うんですけども、1時間か何時間かぐらいお昼寝させて（「2時間ぐらい」の声あり）2時間ぐらいですよ。それで、3時ぐらいに起きておやつ食べさせてというような流れだったと思うんですけども。例えばなんですけれども、ふどうどう幼稚園とかだと、1時から2時の、もちろん、お昼寝の時間は先生たち、何もすることがないだろうということではなくて、いろいろすることはあると思うんですけども、働き方として、やはり手がかかる起きている時間の3時以降に働ける方をとか、やはりもうちょっと、うまくいかないのかなというのがあるって、幼稚園の預かりの時間帯の中でも、少し人員を減らせる時間と、逆に、増やせる時間とというやりくりとかというのは、何かもうちょっとできないものなのかなと感じました。
- 委員（佐藤キヨ） 今、コロナがあるね。幼稚園の場合、入り口でチェックするんですね。それで、預かり保育の場合も、荷物とかもう全部先生が、保育室には入れない、保護者は。それで、先生に渡して先生が置きに行って、いろいろ分けておいて。だから、うんと手が今かかっていますよね。だから、朝、大変だと。それで、多分、優しい幼稚園の先生は対応してくれている、そんな感じですよ。
- 委員（大森真智子） 何かそうですね。この先生は朝から夜までずっと見てるなという先生も正直いるので、何かうまくできないものかなと。
- 教育長（大友義孝） 根本的に、預かり保育をする上で何人の園児に対して先生何人いなければならないのかという基準が、どうなっているかという部分から突き詰めていかないと、さっき後藤委員が言われたような部分、検討するのか、しないのかという部分にたどり着かないということですよ。
- 委員（後藤眞琴） それから、僕はこれを読ませてもらって、報告としていながら、今後の対応ということで結論出してるんですね。その結論は、先ほど、言葉を正確に使っていただき

いんですけれども、課題のところを「根本的な問題になっている可能性があります」というところを、課長補佐さんは「課題になっていると思っています」という説明なんですよ。「思っています」と「可能性があります」というのは、まず大きな違いがありますよね。

それから、4番目の今後の対応、このことについてご協議いただくという、これ、はっきり令和3年10月開催の教育委員会定例会において職員配置基準(案)をこちらで示しますので、案を示しますので、そのことについてご協議いただきたいと思っておりますとはっきり、もう結論を述べているんですよ。この図で最初から質問あるんですけれども、とにかく言葉を正確に使っていただいて、僕たち、この文章化されたものから判断するわけなんですからね、よろしくをお願いします。

それで、僕の意見、聞きたいことを述べてよろしいですか。

僕、預かり保育っていうのは断片的にしか分かっていないんですよ。それで、これから勉強していかなければならないと思いますので、基本的な質問を幾つかさせてもらいたいと思います。その回答を聞きながら、次の質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

資料、別紙2の一時預かり事業実施要綱は、この制度当初から出されたものですか。これを読んでみると、どうも厚生労働省から出ているらしいものなんですけれども、これ、全然見て分からないんです、どこから出ているか。それでよろしいですか。（「はい」の声あり）

2番目、美里町の幼稚園で行っている預かり保育は、この要綱にある(2)の幼稚園型Iですか。(3)の幼稚園型IIというのがあるんです。これも含むんですか。一般型って6つのパターンの中に、2枚目の裏に、一番下に幼稚園型I((3)を除く)というのは、次の幼稚園型IIというのがあるんですね。幼稚園型IIは、ゼロ歳から2歳児の受け皿とすると。すると、美里町で行っているのは幼稚園型Iですか。

○教育総務課課長補佐兼総務係長(齋藤 眞) I型になりますね。

○委員(後藤眞琴) では、次に、預かり保育を行う場合の職員の配置については、この要綱にその基準が示されているんですね。I型だったらI型の3枚目の職員の配置という。規則というのは、これを読んでいきますと、児童福祉法施行規則らしいですね。そこで示されているんですね。それでよろしいですか、示されていると。僕はそういうふう to これを読んで解釈したわけなんですけれども。それで、示されていると思ってよろしいですね。

○教育総務課課長補佐兼総務係長(齋藤 眞) そうなりますね。はい。

○委員(後藤眞琴) そうすると、美里町の幼稚園で預かり保育を行うに当たっては、その基準

に基づいて職員の配置を行ってきたはずだと思うのですが、これもそれでよろしいですか。この基準に従って、美里町の幼稚園が預かり保育をしていると。

○教育長（大友義孝） 休憩します。

休憩 午後3時23分

再開 午後3時24分

○教育長（大友義孝） では、再開いたします。

どうぞ。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（齋藤 眞） すみません。私の説明不足で申し訳ございませんでした。今、後藤委員からのご質問になりますが、一時預かりの実施、こちらに書いてある要綱になりますが、こちらは内閣府で示しているものでございます。実際、美里町においては、こちらの職員配置基準がございませんので、こちらも国の示してあります実施要綱に基づきまして基準を設定していきたいというふうに思っております。

○委員（後藤眞琴） それをこっちが勝手に美里町の配置基準なんて決められるわけがないですよ。国が決めたものに基づいて、あるいは、参考にするってというような権限はこっちにないと思うんですね。その内閣府が決めたものに基づいて、美里町なりの配置基準を決めるという。決めるかどうかは、そちらで決めたわけですよ。決めるかどうかは、教育委員会に諮ってするものだとは僕は思っているんですけども。ですから、そうすると、内閣府の基準に従ってとにかくやったと。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（齋藤 眞） やってきたいということです。

○委員（後藤眞琴） 今、だって、ここにこの実施要綱ってあるでしょう。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（齋藤 眞） これは内閣府の実施要綱です。

○委員（後藤眞琴） うん。これに外れるようなこと、できないでしょう。（「はい」の声あり）だから、それに従ってやるよりしょうがないんじゃないですか。勝手に、こちらはこれこれに当たって2人がいなきゃなりませんよってやっているのに、それを、いや1人でいいんだ、資格なくてもいいんだなんて、そういう設置基準、美里町ができるわけ僕はないと思っているんですけども。これが内閣府のものだとしたらね。それに従って、あとは従わないで、子供のことを考えて職員をもうちょっと多く雇うんだと。これは許されると。あくまでもこの内閣府

が出したものは最低の基準なんですよね。それに基づかないなんていうようなことはあり得ないという理解でよろしいんですか。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（齋藤 眞） はい。

○委員（後藤眞琴） そうすると、そういうふうだとしますね。美里町立幼稚園預かり保育における職員の配置について、これ、報告ってなってるんですね。示されている課題についての説明に関して、次、お聞きしますね。まず第一に、特別支援教育支援員配置の不足について、「具体的な根拠が不足しており、職員配置の基準が存在しないことが根本的な課題になっている可能性があります」と。これはあくまでも可能性ですよ。先ほど申し上げたことを繰り返しますけれども。なっていますって。そうすると、そういう可能性があるんだということは、ヒアリングをしてどういうことから可能性があるかと判断したのか。これ、全然示されていないですね。そのことについて説明をお願いしたいと思うんですけれども。今日でなくても結構ですけれども。今すぐできますか。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（齋藤 眞） 後日で。はい。

○委員（後藤眞琴） では、次の質問です。今度、今後の対応というところでは、運営基準、特に職員の配置基準について整理を行う必要がありますとあるんですね。整理という言葉は、今、配置基準があるから、そこでいろいろ解釈があったり、乱れているところがあるから整理するんだという意味だろうと思うんですけれども、内容は整理でないですね。つくるわけですよ。これはよろしいです。そうすると、これは新しくつくるという意味ですね。（「はい」の声あり）そういう結論を出しているんですよ。すると、課題では、前に述べましたように、職員配置の基準が存在しないことが根本的な課題になっている可能性がありますとなっているわけですね。そしたら、本当にその可能性があるのかどうかを調べなければならないですよ。これもどんな調べ方をどのような検討をしたのか。それを後日、お願いしますね。

次に、これ、内閣府が出したものに従って、ほかの市町村もこれに基づいてやっていると思うんですよね、基本的にですよ。そうすると、このような問題が、他の市町村にも起こっているのかどうか。そして、起こっているとしたら、それに対してどのような対応をしているのか。それ、お調べになったんでしょうか。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（齋藤 眞） まだ調べていませんので、今から。はい。

○委員（後藤眞琴） そういうことを調べた上で、美里町独自の配置基準をつくる必要があるのかどうかということをしなければならない。それで、ヒアリングをした結果、こういうふうになってこういう問題、課題があります。で、こうこうですので、それについて、教育委員会で

はどういうふうにしたらいいんでしょうかという手続にも関係する問題だと思うんですよね。それを勝手にもう決めちゃって、もうつくるんだと。それで、もう来月にご協議いただきたいと思います、結論についてどうですかと。結論を出すんだって、この扱いはどうでしょうかとやるのが普通のことだろうと思うんです。これ、前にもありましたよね。認定こども園、これと全く手続上、同じです。ですから、そういうことを調べた上で、その資料を教育委員会に出して、教育委員会でこういうことなんですけれども、どうしたらいいんでしょうかと。今、不足している部分、それに早急に対応しなければならないんですよね。そのことを対応して、それで他の市町村の保育状況について調べて、それで、その課題なんかを聞いたり調べて、それを参考にしながら、この美里町の職員の配置基準、これをする必要があるのかどうか。そういうことを教育委員会で検討していったらいかかなものかというふうに僕はこの出された資料を読んで思いました。

その資料の読み方、資料1については全然読めませんでしたので、先ほど佐藤キヨさんからお話があったように、もうちょっと分かりやすく資料を提出してくださるということなので、よろしくをお願いします。

- 教育長（大友義孝） 根本的に今、預かり保育を始めたわけでないから、預かり保育を始めるときに職員の体制をどうするのかって、当然、議論があったと思うんですよ、開始するときにね。それをずっとそこの部分があって初めて今あるわけだから、突然、職員が足りませんという形ではないんだと思うんですね。

佐藤委員。

- 委員（佐藤キヨ） 特別支援、扱いの枠のときはどうか分からないんですけれども、というか、普通の幼稚園のときに普通の時間に参観日があるんですよね。それで私、1回だけ見に行ったときに、1クラスに先生が3人いたんですよ。だから、特別支援教育支援員が普通の時間に2人入っていたと思うんですよ、恐らく。今、2年生の子だから、去年おとし。ふどうどうでは。それで、それを見ている時間内でも、先生がくっついてても出ていっちゃったりして。だから、そういう特別に支援が必要な子が2人いたんじゃないかなと思うんですね。それで2人、恐らく入っていたんじゃないかなと思うんですよ。

だから、私、思うんだけど、この特別支援教育の不足があるということは、最初の段階で必要ってまだ分からなかったか、あるいは、第一声の時点で要望しても駄目だったのか、何かよく分からないんですけれども、でも、前はそういうふうによく入っていたときもあったと思うんですね。だから、そこら辺も調べて……、どういうことなんですか。

○教育長（大友義孝） これは、預かり保育の始まる前に、普通の教育の部分がベースなんですよ。そのときに何人の子供さんを受入れするので、先生は何人必要なのかというのが、幼稚園の設置基準の中で1クラス35人と決まっているんですね。それは決めようなんですけれども、35人というのは、つくる場合に35人学級のクラスをつくれば、それなりの補助金を交付しますよというだけのことなんです。だから、35人というのは国の基準。それイコール1クラス35人でいいのかというのは、それぞれの教育委員会で決めて構わない部分なんですよ。小学校の設置基準とか中学校の設置基準とまたちょっと違ってるところがあるようなんです。

○委員（佐藤キヨ） 前にいただいた資料、こども園の人数がやはり書いてあるので、同じ年でも、3歳かな、30人学級だったのと、違う、幼稚園じゃないほうのところは、人数が少なかったのかな。だから、同じ年なのに、同じ年齢でも先生の人数が違う、私、聞いたかで覚えているんですけども。

○教育長（大友義孝） そこにさっき佐藤委員が言われたように、ちょっと手のかかるお子さんがいるので、小学校、中学校で言う加配措置をして人が入っているわけですね。

○委員（佐藤キヨ） そうそう。だから、そういう人が入れば、出れば、配置に不足じゃなくなって、だから、最初の段階でどうなのか、要綱とかそういうのはどうなのかなど。

○委員（後藤眞琴） これを読みますと、まず、ヒアリングをして結論ありきで、結論を出したんですよ。その結論に合わせる結論って何かというと、課題のところの最初の部分です。「現状美里町での預かり保育には、職員の配置基準が存在しません」と。存在しないから駄目なんだ、誰が聞いたのか分かりませんが、そう決めて、だから、こうなんだ。先ほど言ったように、今、教育長さんが、最低基準、こうなっていますよ。それに基づいて、美里町の幼稚園での預かり保育が始まったと思うんですね。国は頭のいい人が考えてやりなさいというようなものをつくったんだと思うんですね。それにのっかって美里町、やってきたと思う。だけど、先生方の、これも全然資料がありませんから、僕が勝手に推測するのは、いや、国のこの基準ではとっっても子供たちに対応できない部分があるので、それから、特別支援の方、毎年どれだけあるか想像できませんよね。それを今度、美里町で基準をつくっちゃって、この部分は先生2人やるんだと。そしたら、3人必要になるような場合はどうなるんだと。それを最初に決めておけば何とかなる。全然融通性がなくなっちゃう可能性もあると思うんですね。ですから、その辺のところをほかのところでどうなっているのかちゃんと調べて、それでその課題に対してほかの市町村、全国的にですよ。宮城県だけでなくね。それで、ああ、こういうところで

こんな対応していると。ああ、こういう対応していると。そういうものを参考にしながら、じゃあ、どうしたらいいのかということをしていくことが、最初にすべきことだと思います。

○教育長（大友義孝） 先生が足りない、足りないという、足りない根拠がどうなんだろうということで調べてみたということなんですよね。だから、今、後藤委員が言われるような部分も調査してみて、本当に設置基準が要るのかどうかということも含めてなんだけれども、それをまず整理した上で、やはり必要だねというふうになっていけば、基本となる部分をつかって、ちょっとそれだけでは不足する部分は、要するに加配措置というような部分でやっていくということになるのかなというふうに思うんですよね。それらを整理しながら次の段階に向けて、子供さんたちを預かっていただきたい、それに対応する先生がいませんので駄目ですというふうな形ではなくてね、受入れ可能なような状態にするためにはどうするかということを考えていく必要があります。（「そうですね」の声あり）よろしいですか。そんな状況の中で進めたいと。（「よろしいですか」の声あり）教育次長、お願いします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） 今、ご意見をいただきまして、やはりいろんな整理が必要だということだと思います。これはお出しした別紙1の表につきましても、抜き出しなので全体的な動きが分からない。もしかすると、シフトの工夫で何とかなるという道もあるのかもしれませんが。そういうところがこれだと、部分的な抜き出しなので見えないところがあるんですね。なので、先ほど言ったように、朝の早い時間帯はこれしかないんじゃないかという誤解が生じる。でも、預かり保育を手伝っているのであれば、本来であれば、それも載せなければいけないんですね。通常の人も入っていますと。それがちょっと抜けているので、その部分が分からないので誤解を招いたと。なので、基本的には全体的な流れを、幼稚園での教育・保育の流れをちゃんと、職員人事配置を全体的に把握するよう進めたいと思いますので。その上で、全体的に見た中でシフトの工夫とかそういうもので対応できるのか。どういう形でやるのが効率的なのかという部分は、それはそれで確認をさせていただきたいというところと、後藤委員のおっしゃるように、やはり問題がちょっと変わってきていると。もともとここが足りないけれども、基準が必要だということになっているので、やはり近隣の状況、全国的な状況、実際、どういうふうなやられ方をしているのか。特にうまくやっているところがあれば、そういうところを参考にしながら検討するということが必要なので、総合的にもう少し事務局で整理をした上で調査を進めたいというふうに考えます。

あと、教育委員会の点検評価の中で、幼稚園職員の人員の部分につきましても、教育委員会

で検討してまいるというところもございますので、そういうところも見据えながら、今回、全体的な把握、どういうふうな形で進めることがいいのか、そういう部分をもう少し丁寧に詳しく調べた上で、またご提示させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○教育長（大友義孝） では、よろしいですね。

日程 第9 報告第40号 新中学校整備等事業について

○教育長（大友義孝） では、次の報告に移ります。日程第9、報告第40号 新中学校整備等事業について、報告をいただきます。では、教育次長。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

報告第40号、美里町新中学校開校準備委員会委員公募要領ということで、この内容につきましては、委員の皆様からご意見を頂戴して修正を加えたものということでまとめたものでございます。これは一般公募でございます。

それで、6人の人員を募集するというところでございまして、応募資格につきましてはここに書いてある3つの条件ということで、任期につきましては新中学校の開校までということでございまして、現在のところは令和7年3月末までを予定してございます。

会議の開催につきましては、令和3年度は委員の選定、委員への資料配付による情報提供を予定してございまして、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、現時点では会議の開催は予定してございません。まずは資料、情報提供をしていきたいというところでございます。令和4年度から新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、その状況に合わせて会議を開催していく予定ということでございます。全体的に30人を超える人員になりますので、やはりそれぐらいの人員となりますと、現時点ではなかなか会議の開催とまではいきませんので、状況を見ながら開催できる時点で会議を開催して正式な設立をさせていただければと思っているところでございます。

報酬等につきましては、予定はしてございません。

募集期間につきましては、明日、令和3年10月1日から令和3年10月29日まで約1か月間ということで、応募方法につきましては、こちらに記載してあるとおりで様々な形で結構です。提出くださいというようなところで書いているところでございます。

裏面でございますけれども、選考方法及び決定通知ということで、選考方法につきましては、人数が多かった場合につきましては抽選ですと。人数以下の場合につきましては、全員を候補者にしますと。決定通知につきましては、委員候補者については教育委員会にて確認を行って委員として決定後、通知をします。教育委員会で確認いただいて通知をするという形になってございます。

10番から抽選になった場合の予定を記載しているところでございます。

それで、その次の紙が委員の応募用紙ということになってございまして、このような形で書いていただいて、そして、それを確認させていただいてという流れで進めさせていただくというところでございます。

その次は、広報に掲載する予定でございまして、広報にはこのような形で掲載したいというところ、その次が、同じ内容で募集の内容をホームページのほうにも掲載していくというところで考えているところでございます。

一般公募につきまして説明ということで以上になります。よろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） 報告でございました。よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、以上で新中学校整備等事業につきましては終了いたします。

もうちょっと頑張ってください。

日程 第10 報告第41号 家庭学習環境の整備について

○教育長（大友義孝） 日程第10、報告第41号 家庭学習環境の整備について、報告をいたします。では、担当のほうから報告をお願いいたします。

○教育総務課主幹兼社会教育係長（堀田修一） 情報教育を担当しています堀田です。よろしくお願い致します。

私からは、家庭学習環境の整備について説明させていただきたいと思います。

お手元の2ページ目の資料1をご覧ください。

初めに、学習用タブレット端末の家庭での使用に向けたスケジュールについてご説明申し上げます。大きい2のスケジュール表をご覧ください。9月13日から10月22日までの日程のところを見ていただきたいと思います。

家庭学習の環境整備につきましては、大きく3回に分けて行っております。まず、1回目につきましては、既にもう実施しておりますけれども、9月13日付で保護者へWi-Fi整備の依頼及び家庭への持ち帰りのルールについて周知をいたしております。こちらのほうは、町のホームページにも上げております。

学校では、児童生徒への動作の再確認、こちらは授業でも行っていることなんですけれども、再度、持ち帰りということでこちらのほうも実施しております。あと、いろいろ貸し出すことによってルールを町で決めましたので、そちらのほうの指導もこの間に行っております。

次に、2回目なんですけれども、9月24日付で実際、タブレット端末を持ち帰っていただいている。これは全ての児童生徒を対象としております。それでWi-Fiに接続できるかどうかということで実施いたしました。

現在、この環境の不可世帯の把握については、今現在、集計をしている最中となりまして、皆さんのほうには次回以降、結果を提示して、どういった対応をしていかなければならないかというのを改めて委員会のほうにかけたいと思いますので、よろしく願いいたします。

3回目につきましては、10月から学校ごとにWebミーティングテスト、こちらは学校と家庭でのオンラインがうまく接続できるかという形のテストを行う予定となっております。それもそれに向けてスケジュール調整は学校のほうで行っておりまして、学校ごとにスケジュールの日程は違うことになっております。ただ、予定表を見ていただくように、22日までには全ての学校に終了していただくという形で進めていただけるということでこちらからお願いしております。

3ページ以降につきましては、各、9月13日と24日にお渡しした保護者向けにこういった通知を出して調査を行ったということになっております。

使い方のルールにつきましては、10ページ目以降、小学校用と中学校用、ルールのダイジェスト版を簡単につくりまして、大本はホームページ、あとはタブレット端末の使い方ルールというところに載せて、30ページぐらいあるんですけれども、そちらのほうを確認していただいているところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

○教育長（大友義孝） では、委員の皆さんからご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。後藤委員、お願いします。

○委員（後藤眞琴） GIGAスクールの説明があったときに、お願いしたはずなんですけれども、ソフトの面も、あれと同じように使えるようにと言ったら、はい、やりますということだ

ったと思うんですけども、それが何でこんなに、遅れたのか。その理由をお願いします。

それからもう一つ、3ページ目には、別紙の注意事項をお読みいただきますようお願いいたします。別紙の注意事項を読んだら、「タブレット端末等は学習以外のことには使用しません」、「報告します」、次はそうでないんですけども、4番目「使用しません」、5番目「使用しません」、6番の「行いません」、こういうふうになっているのは、これ、誓約書ですか。注意事項だったらタブレット端末を学習以外のことには使用しないことなどとしてはどうですか。これはどこかの丸写しですか。ご自分で考えながら書いた文章なんですか。誰が一体全体こういう文章を書いたんでしょう。そのことについてもご説明をお願いします。

○教育総務課主幹兼社会教育係長（堀田修一） まず、1点目なんですけれども、なぜこの時期になってしまったかといいますと、一応、学校さんとは協議は行ってきて、まず、今年の3月末日までにタブレット端末を学校に全て配備がされました。ただ、そこから先生方の、例えば端末の使い方とかルール、モラル教育、あと児童の端末を触る、初めて触るお子さんもいますので、そちらのほうを半年にはなってしまったんですけども、そちらのほうをまず学校内でちゃんとルールづくり、モラル教育、そちらのほうを徹底したということで、残念ながらこの時間がかかってしまったという形になりました。

今回、2学期以降を目標に今度は家庭学習というところを、コロナ禍だけではないんですけども、そちらのほうもいろいろと考えていかななくてはならないという結果で、今回、この日程で進めさせていただくような形になりました。なので、大変時間がかかってしまったというのは、申し訳ないと思っております。

2点目につきまして、別紙の4ページ目ですか、注意事項というところなんですけれども、こちら私独りではなくて、学校といろいろ協議しながら家庭の接続テストのほうを進めているというのが現状でして、学校といろいろやり取りしながら、こういった部分は注意しなければならないだろうということで、この文面のところが決まったという話となっております。

以上となります。

○委員（後藤眞琴） 1つ、今の質問の、学校側に責任があるんだというような説明だったかと思うんですけども、本当にそうだったのでしょうか。

○教育総務課主幹兼社会教育係長（堀田修一） 学校ではなくて、一応一緒にやって、私のほうでまとめさせていただいたという意味です。

○委員（後藤眞琴） 遅れたのは学校側で話し合ったらということで、僕の聞き方が間違っているのかどうか……。

- 教育総務課主幹兼社会教育係長（堀田修一） 遅れですか。遅れているのは、すみません。学校にいろいろと私のほうで学校の意見を聞きながら、まちまちなんですね、学校によっては。結局、早いところは進んでいる、遅いところは進んでいない、そののこのところを見ながら調整させていただいたので、学校さんにここまでという形でこのスケジュールを示したわけではないんですね。なので、示していなかったという点については、教育委員会というか、事務局のほうの調整をしていなかったということであればそうなんですけれども、それまでにいろいろと調整はした結果、学校のばらつきもありましてこの時期になってしまったということです。
- 委員（後藤眞琴） そうすると、担当者の不備もあったということですね。
- 教育総務課主幹兼社会教育係長（堀田修一） はい。
- 委員（後藤眞琴） 担当者の不備もあったということ。
- 教育総務課主幹兼社会教育係長（堀田修一） はい。それは、はい、そうでございます。
- 委員（後藤眞琴） それから、2番目は、これは学校側と相談したというんですけれども、誓約書の部分と、これで注意事項になるんですか。
- 教育総務課主幹兼社会教育係長（堀田修一） はい。
- 委員（後藤眞琴） 学校側で注意事項としてこれを認めたんですか。
- 教育総務課主幹兼社会教育係長（堀田修一） このほかに、先ほど皆さんのルールのダイジェストの部分もありまして、それを抜粋した形としてここに、4ページですね、①から⑧のほうを書いております。
- 委員（後藤眞琴） それをただ丸写しに書いたんですか。
- 教育総務課主幹兼社会教育係長（堀田修一） 丸写しというか、その中で一応、案としては示して、あと学校との協議によってこちらのほうで落ち着いたと。
- 委員（後藤眞琴） そして、学校側でこれでいいということになったわけですか。
- 教育総務課主幹兼社会教育係長（堀田修一） 一応、協議のほうはしております。
- 委員（後藤眞琴） それで、この教育委員会に資料として出すに当たって、これでいいというふうに担当者は判断したんですか。
- 教育総務課主幹兼社会教育係長（堀田修一） 私のほうでということですね。
- 委員（後藤眞琴） うん。
- 教育総務課主幹兼社会教育係長（堀田修一） いろいろと先ほど言ったご指摘の部分がありましたので、そちらのほうも、今後、ダイジェスト版もありますので、そちらのほうはちょっと僕の修正のほうは行っていく予定でいます。

○委員（後藤眞琴） お願いしたいことは、教育委員会に出すときに、ご自分でちゃんと読んで、ああ、これはちょっとまずいかなと思ったらそれを訂正して、もうちょっとちゃんとしたのを出してくださるようお願いします。

○教育総務課主幹兼社会教育係長（堀田修一） 申し訳ございません。

○教育長（大友義孝） 先ほど佐藤委員からこの関係でご意見を頂戴していたと思うんですね。もうちょっとセキュリティ対策というのか、いじめにつながらないようにルールを決めるルールはいいんだけど、外部の人間の方を招いて児童生徒、先生も含めてだと思えるんですけど、そういったことをやってはどうなんだろうというご意見だったと思います。ですね、佐藤委員。

○委員（佐藤キヨ） そうです。

ちょっと違う場所で、専門家というか、そういうの。例えば、交通安全教室とかだと警察が来たり、火災の訓練とかだと消防士が来たりして、やはり子供は先生から聞くのとは違うので、そういうものでもいいのでは。だから、このタブレットとかも、使い方によってはとってもいいんだけど、おっかないすごい困ったことになるしというのを少し、脅しかけるじゃないけど、本当に結構、亡くなっている子とかいろいろあるんですよ。町田市の5年生の女の子だって、とってもかわいそうだと思います。殺し方の何とかなんていうのも、加害者とか……

○教育長（大友義孝） そういったのも学校の先生だけじゃなくて、外部の人間が来ることによっていい方向に左右すると。

○委員（佐藤キヨ） これからずっと使っていくわけだから、ちょっと1時間ぐらいやっても、問題にはならないんじゃないかなと思うんです。

○教育長（大友義孝） そんなご意見、頂戴しましたのでね。対応できるように何かしらできればいいなと思います。

先ほど後藤委員から言われました部分に関しましては、大きい部分があって、学校との調整作業があって少し遅れてきたんだけど、機械が導入されたのは、3月にもう入っているということだから、もうちょっと速やかに展開してもよかったんじゃないかというご意見だったと思いますので、その辺、今後、コロナの影響でタブレットを使うということではなくて、日常的にも学習教材という形なのかな、という意味でもやはり使っていくことになるので、しっかりとした対応をとるというふうなお話を頂戴したと思いますので、よろしく願いいたします。

（「はい」の声あり）

そのほか、委員の皆さん、何かございましたでしょうか。タブレットの活用について。

○委員（佐藤キヨ） ちょっと私の聞き違い、勘違いかもしれないんですけども、前に小牛田小と南郷小の校長先生ですか、来て、Q u b e n a とか一太郎のあれの説明をしたときに、一太郎のはいいのがいっぱいあって、あと、その前か何かにQ u b e n a だともうちょっと安い、1,000円だから、Q u b e n a のほうだと7,800円なんだけれども、その子に合った問題が、その子がどういうのにつまずいているか、問題で次の練習はそれに合ったのが画面に出てくるとか何とか、そういう感じの私、捉え方でした。それで、高いって話されたと思うんですよ。

○教育長（大友義孝） A I ドリルの話なのでね、それは。A I ドリルのことについてお話を頂戴したので、ちょっとタブレットの部分とは、大きく、導入する、紙でずっとやっていくんだったらA I ドリルは要らないのですね。でも、入れたいんだというふうなご希望の中で、じゃあどういうものがあるんだろうということです。

○委員（佐藤キヨ） だから、あれ、導入するというか、相互にできるのかなと思ったんだけど、まだそれは早まってさっきなので。そこまで行かないっていうんで、あれっと思ったんですね。

○教育長（大友義孝） それが、結局は保護者さんのご負担になるのかどうかというところまでいっちゃうもんだから。

○委員（佐藤キヨ） そうなんですよね。だから、その負担を考えて、ほかのものを買わざるを得ないから、よく使うことになるから。すると、もっと出やすい一太郎のそういうのが可能性が高いかなって思ったけど、あそこに書いてあったので。

○教育長（大友義孝） それは、校長先生方の中でけりつけるしかないんじゃないかなと思うんだけどね。教育委員会でこれ使いなさいというふうな形にはならないんじゃないですかね。

ただ、総合でこれをやるから町で補助金が必要なんだというふうにつながっていくんだと思うんですよ、流れ的にはね。だから、説明が必要だったということだったんです。もうちょっとA I ドリルのことについては、時間がかかるかなというふうには思うんです。

事務局の中でもまだ整理ついてないの、中身的に。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） そうですね。この間、ご紹介したものについても、互換性というか、機種で機能する、ちゃんと動くとか、そういう問題もございますし、あと、まだまだもう少し内容を確認、まだQ u b e n a も始まったばかりなので、まだちゃんと使えてないというか、これから本格的に使っていくので、見えてくる部分もあるのではないかなと思っています。

○教育長（大友義孝）　そうですね。ちょっと時間をいただきたいなと思っていますので。

では、よろしいですか、家庭学習環境。実際、委員さんたちも気にしているのは、そういった大きな面と、それから、Wi-Fiにつながらない関係、どれぐらいなんだろうというふうなところも多分、気になっているところかなと思うんでね、分かり次第、教えてほしいですね。今、集計中なのね。

○教育総務課主幹兼社会教育係長（堀田修一）　今、集計、そうですね。まだ、これから、学校から集める予定としております。

○教育長（大友義孝）　では、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか、家庭学習環境整備について。

○各委員　「はい」の声あり

○教育長（大友義孝）　では、協議事項に入る前に、先ほど秘密会とした2つの分があるんですが、ちょっとここを休憩を入れないでやってしまいたいと思うんですけども、いかがですか。よろしいですか。

○各委員　「はい」の声あり

○教育長（大友義孝）　では、日程第4の報告第35号と日程第5の報告第36号につきまして、秘密会ということにさせていただきたいと思いますので、先ほど委員の皆さんから承認をいただいております。これより秘密会に入りたいと思います。事務局、よろしく願いいたします。

では、秘密会を終了して公の会議としますが、若干、休憩を取りたいと思います。5分ぐらいでいいですか。35分からでもいいですか。では、そのように35分から再開いたします。

休憩　午後4時28分

再開　午後4時35分

○教育長（大友義孝）　では、休憩を解きます。再開をさせていただきます。

協議事項

日程 第11 民間事業者からの提案について

○教育長（大友義孝） これより協議事項に入ります。

日程第11、民間事業者からの提案について、協議をしていきたいと思ひます。教育次長、お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） それでは、民間事業者からの提案ということで、前の定例会で内容のご説明をさせていただきました。それで、その後、提案業者であります国際航業株式会社のほうでその提案内容をさらに詰めていただいて、提案という形で今度新たに、最終的な提案という形でおまとめいただいたものをお配りしているところでございます。

それで、本日、お忙しい中、国際航業から3名の方がいらしておりますので、それでは自己紹介で。

○国際航業株式会社公共コンサルタント事業部東北支社仙台支店（大槻拓也） 皆さん、大変お世話になっております。国際航業株式会社仙台支店の大槻と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

○国際航業株式会社公共コンサルタント事業部RE事業推進担当部長東北支社仙台支店（高村浩之） 同じく国際航業の高村と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○国際航業株式会社公共コンサルタント事業部東北支社仙台支店（林 彩萌） 同じく国際航業株式会社仙台支店で働いております林 彩萌と申します。このたびはどうぞよろしくお願ひいたします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） それでは、早速内容の説明をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、高村さんのほうから説明いただきますので、よろしくお願ひいたします。

○国際航業株式会社公共コンサルタント事業部RE事業推進担当部長東北支社仙台支店（高村浩之） よろしくお願ひいたします。では、着座してご説明いたします。

お手元の資料に沿って、簡単にではありますが、ご説明いたします。

まず、めくっていただきまして、1ページ目でございます。

タイトルは、美里町立小学校E S D推進事業のご提案についてという内容になってございます。

振り返りになりますけれども、美里町民間事業者制度を活用いたしまして、3月16日にご提案した内容を精査した内容になってございます。こちらに関しては、6月28日に定例会にて一度ご説明差し上げましたが、事業内容を再度精査することによりまして以下の内容でご提案差し上げるということで、改めてご提案したいと思っております。

前回、ご提案した内容につきましては、小学校6校に対して全ての事業を実施するという内容でご提案をしておりましたが、その後、長寿命化計画とか様々、事業に関する理由がございまして、少し縮小する形で内容を精査したという内容になってございます。細かくは、後述する内容でご説明したいと思います。

事業の内容については、色分けしておりますが、4つになります。まずは、環境教育事業になります。こちらに関しては、前回と同様、全6校、小学校でございますけれども、全ての学校にてE S Dの実践の1つとして環境教育を実施するものとしてございます。

P P A事業、こちらの事業概要については後述いたしますが、対象の学校は、今後、しばらくの間、使い続けるであろう小牛田小学校、不動堂小学校、南郷小学校の3校を対象として、太陽光発電設備を設置するという事業になりますけれども、こちらを実現させていただくということで内容を精査してございます。

それから、次の照明のリース事業、照明をL E D化するという事業になりますけれども、こちらは、上記に示しましたP P A事業の3校、プラス青生小学校の体育館を対象とするということにしております。こちらに関しては、上記3校につきましては長く使い続けるということが確認できているということと青生小学校につきましては、水銀に関する水俣条約、こちらで水銀灯の利用がもう禁止、利用は続けられるんですけども、製造・輸入・輸出が全て禁止になっているということで、在庫が切れてしまえば水銀灯が手に入らなくなるという事情がございまして、今回、こちらの対象としてL E D化させていただくということで、青生小学校の体育館のみ追加で対象とさせていただきます。

それから、新電力の切替えです。現状は、東北電力さんからの電力ということになっておりますけれども、弊社からの電力に切り替えていただくことによって、現状のコスト電力の単価を一律3%さらに削減することができるということで確認できておりますので、こちらをご提案したいというふうに思っております。

めくっていただきまして、それぞれの事業を概要としてご説明したページがついてございま

す。まず、環境教育事業に関しては、先ほど申し上げましたとおり、小学校6校全てへ環境学習を実施させていただくということで想定をしております。詳細には、まだこれから協議ということになりますけれども、基本的には各学校1コマずつ毎年環境学習をさせていただくような形を想定しております。

下の内容は、前回もご説明しましたけれども、過去に弊社がほかの自治体様の小学校でやらせていただいた環境学習の絵を載せさせていただいております。今回、小学校につける太陽光を活用しまして、実際に現地で見るとか、環境学習の中身としては様々、写真に載っているような太陽光で動く機械とか、触れる地球儀、いわゆる地球温暖化がどういう形で世界的に進んでいるかということや過去から現在、将来にわたって見せるような、こういった地球儀なんかも実は制作しております、こういったものを活用しまして環境学習を取り入れさせていただいております。こういった内容を今回、ご提案したいというふうに思っております。

続きまして、PPA事業、先ほど申し上げました太陽光発電の事業ですけれども、こちらは、事業者側、今回は国際航業になりますけれども、国際航業がまずは一旦、無償で太陽光発電設備を設置いたします。その上で、そこから発電した電気のうち、使った分だけ小学校で買ってくださいという仕組みになりますので、基本的には初期投資が不要という形になってございます。今回、事業期間は12年となっておりますので、12年を経過しましたら、無償で譲渡させていただくか、もしくは、撤去で原状復旧という形で事業を完了させるということが前提となっております。

スキームの図は下に入れておりますけれども、基本的には太陽光発電から流れる電気については、太陽光発電から賄う分、足りない分については、弊社がさらに供給をさせていただくということで、全量電力を供給させていただく仕組みになってございます。

こちらによりまして、日中であれば、例えば、災害時に電力が活用できたりとか、例えば、携帯とかラジオ、そういったものも電気が使えるような形でご提案できるかと思っております。また、太陽光発電を直接、学校で使用することになりますので、CO₂削減にも大きな寄与ができるのではないかなということで想定しております。

今回、設置する学校については、先ほど申し上げました小牛田小、不動堂小学校、それから南郷小学校の3校となっております。これによりまして、若干ですけれども、電気代が年間で47万円ほど増加してしまうというような内容にはなっておりますけれども、そんな大きな支出なく太陽光発電を設置することができます。また、それぞれの学校については、太陽光発

電の量としては全て20キロワットというサイズの太陽光発電になります。一般的に学校で乗せている太陽光は大体そのくらいの規模ですので、一般的な量と捉えていただければいいかと思えます。

続きまして、省エネ事業です。これはLEDリース事業になります。対象については、先ほど申し上げました3校、プラス、青生小学校の体育館とさせていただいております。こちらは、LED化することによりまして、当然ながらリース料というのが10年間の間で発生してしまうんですけれども、それ以上に電気の使用料とか基本料金、そういったものが消費電力が削減できるということで、効果としては大きくなっていきます。一番、表の右側を見ていただきたいんですけれども、こちらで試算したところ、リース料金については年額で221万円となっておりますけれども、それに対して削減効果が、試算しますと、230万円ほど削減ができるということになっておりますので、リース代で支払う金額よりも削減効果が大きくなっているということで、基本的には大きな持ち出しがない状態で照明を入れ替えることができるという形になってございます。

それから、5番、その下ですけれども、新電力への切り替え、こちらは、先ほど申し上げましたとおり、一律3%削減することができるということでお話し差し上げましたけれども、こちらによって、現状の電気代を年間で約49万円ほど削減ができるということで、(1)と(2)のところでお示しをさせていただいている内容になってございます。

一番最後、まとめになりますけれども、それぞれ今、ご説明してきた内容の中で、先ほどのPPA事業では若干、費用が上回ってしまうというところ、それから、リース事業でも支払いが発生してしまう部分もあるんですけれども、それ以上に電力、LEDリースによつての削減効果、それから、新電力への削減効果、それぞれ加味しますと、基本的には年間のコスト、必須コストよりも電気代の年間削減効果のほうが大きいと試算されますので、単年度の追加的な持ち出しがなく、今、お示した事業全てが展開できるというところまで提案としてはまとまりましたので、この内容で供給させていただきたいというふうに思っております。

説明としては、以上になります。ありがとうございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。次長、何か付け加える点、ありますか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） まず、この事業自体が企画財政課のほうで民間からの提案事業ということで、そこで審査会がございまして、その審査で採択されて、内容については関係課で協議ということになっておりますので、国際航業のほうと教育総務課で協議をしてまいりたいということで、前回、

説明をさせていただいて、今回、まとめたものをご説明させていただいたということです。発信は町長部局からになってございまして、教育委員会のほうで、例えば、この内容でということであれば、今度はそれを町長部局のほうに報告をさせていただくという形になって、またあと今度は、こちらと企画財政課とで調整をした上で実施という運びになるのかなというふうに思っておりますので、いずれ教育委員会でまず決定をしていただいて、その後、町長部局と調整をするという流れになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

6月の時点でも説明を一度頂戴していたところございまして、どうでしょう。今、説明をいただいた点から、委員の皆さん、不明な点、もしあればぜひいただひて、教育委員会としてどうすべきかということをお協ひしたいと思ひんですが、何かございませんでしょうか。

○委員（後藤眞琴） これでお願ひしたいと思ひているんですけども、まとめのところ、ちょっと理解できないところ、特にまとめの3行なんですけれども、美里町の年間コストがこれこれと。これは、この事業をしなかつた場合はこれこれという意味ですか。

○国際航業株式会社公共コンサルタント事業部RE事業推進担当部長東北支社仙台支店（高村浩之） この268万1,000円という金額は、先ほどの太陽光発電事業を、太陽光発電を設置しますと電気代が若干上がってしまうんですね。ですので、その上がった分の合計値というか、そちらと、PPA事業の47万1,000円は、太陽光発電を設置して電気を購入していただくことによつて、今、買っている単価よりも若干高くなってしまうということ、ちょっと上がった分を47万1,000円で表現しているということと、リース事業、こちらは照明を国際航業からお貸ししますので、お貸しした分のお金をいただく必要があるんですけども、そちらが年間で221万円発生してしまいますということで、こちらの合計値が268万1,000円になります。

それに対して、削減効果のところは279万4,000円となっておりますけれども、リース事業を展開することによつて、LED化、照明が通常の蛍光灯からLEDになったり、水銀灯がLEDになったりしますので、そうすると、消費電力、電気の使用料が極端に減ります。それによつて、230万円ほど年間で電気代が削減できるということが分かつておりますので、そちらと、あとは弊社からの電力に切り替えていただくことによつて、電気代の単価が3%、一律で下がることによつて、年間で49万円削減ができるということが分かつておりますので、こちらの合計値が279万4,000円として表現をしております。

○委員（後藤眞琴） はい。すると、この279万4,000円から268万1,000円を引

いたのが年間だけ上がる、合計になりますよということでもよろしいんですね。（「はい」の声あり）分かりました。

○国際航業株式会社公共コンサルタント事業部RE事業推進担当部長東北支社仙台支店（高村浩之） 今のこの結果から言いますと、基本的に今、支払っている金額よりオーバーすることがなく、LED化もできますし、太陽光も設置ができるし、環境学習にも我々からご提供できるというような内容になるという理解で

○委員（後藤眞琴） それで、このデジタル地球儀というのはどんなものなのか、ぜひ見てみたいなと思ったんですけども。

○国際航業株式会社公共コンサルタント事業部RE事業推進担当部長東北支社仙台支店（高村浩之） デジタル地球儀というのも、実は弊社の製作しているものはこのぐらいのサイズのものともっと大きな、1メートルぐらいのやつがあるんですね。小さなものは、タブレットを介して世界全体の温暖化の影響とか、海水温がどれだけ変化しているかとか、そういったものも全てデータとして集約したものがございまして、そちらを体感していただけるような仕組みになっていまして、さらに大きな地球儀、持ってくるのはちょっとしんどいんですけども、そちらは手だけの、指で実は回転ができる仕組みになっていまして、地球儀に手を当てて力をかけると自分で回せる。そして、必要なデータをそこで視覚的に見ることができる仕組みになっていまして、様々、温暖化の影響はどこに現れているかとか世界全体で見ることができるということで、非常に実は環境学習では好評いただいている内容になってございます。

○委員（後藤眞琴） 環境学習するときに、ぜひ見てみたいなと思っているので。

○国際航業株式会社公共コンサルタント事業部RE事業推進担当部長東北支社仙台支店（高村浩之） はい。よろしければ、お持ちいたします。

○委員（後藤眞琴） よろしくお願ひします。

○委員（佐藤キヨ） あと、CO₂はどれくらい削減できるかとか、その辺は出せないんですか。

○国際航業株式会社公共コンサルタント事業部RE事業推進担当部長東北支社仙台支店（高村浩之） もちろん、それは出せます。前回の資料でたしかお示ししていたかと思うんですが。すみません。こちらでは削除してしまったんですけども、前回の資料としてお出ししていた、もちろんできます。

○委員（佐藤キヨ） それは見せてもらって。

○国際航業株式会社公共コンサルタント事業部RE事業推進担当部長東北支社仙台支店（高村浩之） はい、分かりました。

- 教育長（大友義孝） 何か。
- 委員（大森真智子） 大丈夫です。
- 教育長（大友義孝） すぐやってみたいとか。
- 委員（大森真智子） もしあれならなんですけれども、今、ここに小学校4年生から6年生を対象にした実施になっているということだったんですけれども、難しいとは思うんです。やっぱり1年生とか3年生がというのは。ただ、その地球儀に触ったりとかで興味を持ってということなんですけど、例えばなんですけれども、1年生から3年生向けに何かそういう、同じようなとは言わないですけれども、実習のプログラムを何か同じように何か体験、もちろん、地球儀を触るといってもあれなんですけれども、同じように小さいうちから、せっかくあるものなので、何かこう、何というわけでもないんですが、何かこう……。
- 委員（佐藤キヨ） 太陽光の体験をさせるとか。
- 委員（大森真智子） 学べるようなのがあるといいなという。
- 国際航業株式会社公共コンサルタント事業部RE事業推進担当部長東北支社仙台支店（高村浩之） そうですね。では、検討させていただきます。実は、他地区でもそういった非常に分かりやすいソーラーで動くミニ四駆みたいなのがありまして（「うんうん。あれは絶対楽しい」の声あり）体験でやってみたりとか、いろいろ実はやっています。
- 委員（佐藤キヨ） でも、雨が降ったらどういう。
- 国際航業株式会社公共コンサルタント事業部RE事業推進担当部長東北支社仙台支店（高村浩之） 雨が降っている場合は、中でほかにも十分できますので、それは大丈夫です。
- 教育長（大友義孝） 結局、ソーラーがあるということは、体育館であれば電気が止まっても、避難所で電気は使えるということになるんですね。
- 委員（佐藤キヨ） 地震のときとかね、情報が得られる。
- 教育長（大友義孝） 今、ソーラー上げているわけじゃないから、電気が止まったら自家発電がなければ使えないというふうになっているんだな。
- どうですか。先ほど教育次長から説明があったように、これはいいですねという形で整理をする形でよろしいですか。
- 各委員 「はい」の声あり
- 教育長（大友義孝） その上で、町長のほうに報告をしていくということに関しても、そう思っているんですけれども、委員の皆さんも同じ考えでよろしいですかね。
- 各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、教育委員会としてこのいただいた案をぜひやっていただきたいということで結論ということにさせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。（「ありがとうございます」の声多数あり）

ちなみに、これをもしやるとなれば、今からの展開なんだけれども、来年、令和4年度から実行できるという見通しが出てくるのかな。工事等なんかもあると思うんですけども。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） それで、一番問題になってくるのは、電力の切替えが、やはり直前で変えるわけにいかないので、事前に電力と協議して切り替えるという手続とか。あと、こういう事業で実際、実施しているところ、多分、今のところないんだと思うんですね、こういう組み合わせで。一つ一つはあると思うんですが、これをセットでパッケージでやるというのがないもので、どういう形で契約して進めていくかというのもこれから調整しなければならないので、整えば可能な限り早くやりたいなとは思いますが。

○教育長（大友義孝） そうですね。国際航業さんと一緒に、地球の環境という部分を含めて考えられているようですから、ぜひお願いしたいと思います。

○委員（大森真智子） 1点いいですか。工事なんですけれども、どれぐらいの期間で終了。

○教育長（大友義孝） 分かるかな、大体のところ。

○国際航業株式会社公共コンサルタント事業部RE事業推進担当部長東北支社仙台支店（高村浩之） ざっくりとした工程はもちろん作ってはいるんですけども、当然ながら、日中入らせていただけるのかとか、土日の夜間しか駄目なのかとか、いろいろな条件があるんですが、大体、一般には、まず太陽光発電に関しては20キロというサイズのを設置させていただくんですが、大体、1個当たり2週間程度ぐらいで接続まで可能になります。ただ、もちろんその中で電力さんとの協議とかもいろいろありますので、事前の準備は当然必要なんですけれども、工事にかかる部分は大体2週間ぐらい想定していただければ大丈夫です。

○委員（大森真智子） もしかすると、3校ありますけれども、例えば、夏休み期間中で子供にあまり影響のないというか、工事するに当たって、子供がやはり周りにいると進まないし、危険だしということが考えられるので。例えば、夏休みという長期の休みに向けてのスケジュールリングみたいなのもしていただけると、子供もあまり制約されずに、通常どおり遊びをしながらということでごせるのかなという気がします。もしよければ。

○国際航業株式会社公共コンサルタント事業部RE事業推進担当部長東北支社仙台支店（高村浩之） 太陽光に関しては、今回、屋根の屋上に設置する形になりますので、それほど大きな影

響はないかなとは思っているんですけども。例えば、LED化ですと、体育館に足場を組む形になってしまいますので、そういった際には、体育館で大体、足場を組んで設置をして足場をばらしてで大体1週間ぐらいどうしても必要になってきますので、そのくらいの間は使うのを控えていただくか、何かちょっと工夫しなければいけないかなと思っています。ただ、一部、それほど天井が高くなければ、ローリングタワーという足場、簡易足場なんですけれども、持ち運びができるというか、体育館の端に寄せておけるような簡易の足場でやるケースもございまして、全面が使えなくなるという感じではないんですが、そちらだと要協議ということで考えています。

それから、職員室とか学校の教室も今回、LED化させていただくんですけども、そちらはできれば邪魔にならない土日の日中とかでさせていただくことで、日常生活に支障のないような形で進めさせていただきたいなと弊社としても希望はございます。（「ありがとうございます」の声あり）

○教育長（大友義孝） では、工事のほうも、工程のほうもしっかりと組んでいただいて、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

では、ちょっと休憩しますか。

休憩 午後4時59分

再開 午後5時02分

○教育長（大友義孝） では、再開いたします。

日程 第12 美里町就学援助制度について

○教育長（大友義孝） 日程第12、美里町就学援助制度について協議をいたしたいと思います。

では、教育次長、簡単に説明、委員の皆さんはみんな見てきてるから。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） 分かりました。では、私のほうから簡潔に説明させていただきたいと思います。

資料につきましては、何回か修正をしております、今回も追加して修正している部分があ

るのですが、大きく言いますと、まず、援助費目につきましては、国の予算で認められているものにつきましては追加という形でいいのではないかとということでございまして、それを、お金を出してみますと、要保護で19万円、準要保護で810万円程度が必要になるということでお出ししているのですが、準要保護につきましては、数字が間違っておりまして、792万円が必要になるということでございますので、ご訂正をいただきたいと思っております。

それで、もう一つの検討項目といたしましては、生活保護に係数を掛けているものを基準にしているところが、全国的に言いますと76%ほどの自治体で行われているということですが、美里町については、この基準は採用していないということでございます。それで、こちらにも記述しているのですが、全国的な例、あとは県内の例ということで書いてございます。県内では、大体1.2から1.3倍ということでございます、生活保護に掛ける係数については、

あともう一つ、一番最後のページになりますけれども、他市町の就学援助制度の基準内容等ということで、県内に9つ、この基準を採用しているところがございまして、これを聞き取りをしたところ、市で行っている場合は、係数を生活保護に掛けているというケースが多いのですが、町村ですと、特別支援の就学奨励費というのが、我が町でもこれを支給しているのですが、この基準の1.0倍から1.2倍というようなことで対応しているというところがございます。それで、その理由は、まだもう少し確認をしなければならないのですが、生活保護ですと、市であれば市で生活保護の費用を出して対応しているのですが、町村ですと県の事務所に頼んで、そして生活保護費を出して、そして、支給をしているということで、我が町においてもそういう形で支給をしているということでございまして、担当している健康福祉課に聞いても、やはり詳しいことは分からない。ただ、基準については、例えば、世帯の人数とか世帯の年齢とか、そういうものに基づいて計算されているというようなことで聞いているところでございます。

それで、やはり町村においては、自前を出していないので、特別支援の就学奨励費の需用額、これは毎年それぞれ基準に基づいて出して、我が町についてもその額を出して支給をしているというところでございまして、この出し方については、平成24年に大きな改定があったのですが、その改定後の計算ではなくて、24年時点の算出方法を基に算出を現在もしているというようなところでございまして、生活保護費の金額につきましては、計算方法が変わってその当時よりも額が低くなってきているということもございまして、この特別支援の就学奨励費につきましては、24年度の基準を基に支給額を算定しているということでございまして、事務局のほうでシミュレーションをしてみたのですが、親が父と母、あと子供が2人という設定を

いたしまして、それぞれ年齢を設定いたしまして、それで生活保護法に基づくシミュレーションをしてみますと、約255万円程度が生活保護費になると。そして、もう一つ、特別支援の就学奨励費の需用額計算という形で同じケースで計算してみますと、278万円ほどということで、対象となる金額がちょっと上がるというんですかね。なので、特別支援の計算のほうが幅広く拾われるというんですかね、そういうようなところになりまして、大体、1割程度多いのかな、生活保護基準に比べて特別支援の基準。なので、平成24年度の計算、その時点での生活保護の基準を基に出しているんですが、こういうような形で金額が高いというところになっているところがございます。

それで、我が町でまずは生活保護基準に係数を掛けるというやり方ですと、やはり生活保護費を出さなければならないというのがありますので、そうすると、なかなか県に頼んでどういう形でやるんだというところもございますので、現在、県内の町村でやられている特別支援就学奨励費を基に計算するやり方ですと、計算としてはしっかり出せるというところがございますので、こちらのやり方で算出するのはいかがかと思っているところがございます。

それで、一番最後のところ、まとめの前でございますけれども、2)の文書の後ろから2枚目の(2)の準要保護の認定基準についてと。大きな5番目の(2)でございます。準要保護の認定基準についてというところがございますが、ここの文書、後段のほうになります。生活保護の〇〇倍にすることがよい、これは事務局案として書いたのですが、この部分を先ほど私がお話ししたような形で、特別支援就学奨励費に係数を掛けるというやり方で整理をさせていただければと思っております。あと、県内ではこの1.0倍から1.2倍を掛けているということで、なぜ1.0倍なのかというと、1.0倍でも今の生活保護の費用よりも高いというところがございますので、1.0から1.2倍ということ。普通に生活保護に掛ける場合は1.2倍から1.3倍ということでございますけれども、この特別支援の就学奨励費に係数を掛けている場合は1.0から1.2ということになっておりますので、この辺を参考に掛ける率につきましてもお決めいただくと、その内容で進められるのかなと思っているところがございます。

ここの部分が大きい部分でございます。この内容ではちょっと不足があるので、よろしければ事務局で案を整理させていただいて、あと、不明な点があれば確認をさせていただいて、整ったものをまた見ていただいて、そして決められればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

今、いろいろ調査をしていただいて、ここまでまとめていただいたわけなんですけど、説明で質問というか、何かお聞きしたい点はありますか。後藤委員。

○委員（後藤眞琴） この点については少し勉強したんですけども、生活保護費を基準にする場合、生活保護費は家庭の状況によって支給される金額がそれぞれ違うらしいんですね、1件、1件ね。そうすると、生活保護費を基準にする場合、平均したものを基準とするのか、一番上のを基準とするのか、一番下のを基準とするのかなど、かなり難しい問題が出てきますね。今の教育次長さんからのお話を聞いていますと、特別支援就学支援奨励費ですか、これは町でちゃんと正確な基準を出せるということなんですね、その辺のことを考えて僕たちは考えていかなければならないんだなというふうに思いました。

○教育長（大友義孝） 生活保護費というのは、その世帯によって全然違っておりますので、上を取るのか、下を取るのか、標準を取るのかという、いろんな意味があるんでしょうけれども、なかなか選択方法区分するだけで難しい判断になるかなというところですね。でも、一応、1つは対象項目を拡大していいですかという問題と、それから、対象とする金額の部分をどう設けるかという大きな2つあるんですよ。対象項目を増やすことは、皆さん、お話を聞いて、多分、いいのかなというふうに思うわけなんですけれども、あとは、どこを幾らにするかという部分だと思うんですね。もうちょっとそのところを整理しなければならないかもしれないね。

○委員（後藤眞琴） 今のお話ですと、特別支援就学奨励費を基準にするのか、生活保護費を基準にするのかと。生活保護費を基準にする場合、かなり難しいですね。

○教育長（大友義孝） その辺の部分で、あとは1.2にするか、1.3にするか、1.0にするかという問題が連動して出てくるわけだから。もうちょっと整理できるね、ある程度。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） はい。それで、よろしければ、その辺も含めて整理をさせていただいて、それで、まとめたものをまたご提示、会議前に整理したものを皆さんにお届けして見ていただいて、それで、やはり今後、町長と調整をしなければならない案件ですので、できれば10月なりに臨時の会議を持っていただいて、同日に総合教育会議を開催していただき、調整する形で進めさせていただければと思っております。

○教育長（大友義孝） そうですね。予算の要求関係もどうしてもくっついてくるので、そのほうがいいのではないかなと思うんですけども、委員の皆さんはどうですか、そういう形で進

めて。

○各委員 「はい」の声あり。

○教育長（大友義孝） では、そういう形で。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） はい。それでは、内容を整理してしっかりと、今、不確定な部分がございますので、それをしっかりと整理した上でお渡しして見ていただいて、そして、その上で、日程を町長部局と皆様で調整していただかなければならないので、その辺は後日、調整させていただきたいと思えます。

○教育長（大友義孝） ちなみに、要保護の部分の経費、要保護は、要するに生活保護費を受けている人たちの部分なんだけれども、半分は国で面倒を見ますということになっているんですよ、補助金として。残りの半分は自治体で何とかしなさいなんだけれども、いやいや、それだけでは済まないの、地方交付税、幾らかでもくださいよとなるわけですよ。それを単位費用と言っているんですけども、これは支給している人数ではないんですよ。児童生徒数で決まってくるんですよ。だから、それに単位費用を掛けているので、その部分はもらえるということなんですけれども、これは地方交付税のやりくりの部分があって、あなたの町では支出の基準はここにはさっきの部分は見ますけれども、収入がこのくらいあるから、この差の部分しかあなたのとこさやりませんというふうな形になってくるから。だから、算定はできるんだけれども、幾らもらっているのかというのがなかなか難しい。算定基礎を。だから、準要保護の部分についても、国の補填はないんだ、補助金としても補填はないんだけれども、児童生徒数によって、対象者が何人いるじゃない。児童数、生徒数が何人いるかによって算入基礎として見られますよというふうにはなってくるんです。ちょっとやりくりが難しいところがあるので。（「そうですね」の声あり）本当に財政豊かなところだと地方交付税をいただいている自治体もあるわけですのでね。（「だから、大阪とか厳しいわけですか」の声あり）この辺だと富谷とか、女川とか、地方交付税は1,000円とか予算維持で計上しているだけで、地方交付税、うちのほうは40数億ですけども、ゼロというところもあるわけですよ、近くにね。前はたしかゼロだったんですけども、今はどうなのか。災害復興なんかの関係で多分あるのかなというふうには思うんですけども。そんなちょっと余談といえますか、ちょっと関わりはあるのでお話しさせていただきましたけれども。

では、教育次長さん、そういう形で整理をしていただいて、よろしくお願ひしたいと思えます。10月の総合教育会議の前の教育委員会臨時会も辞さないということで考えて、委員の皆様

さん、ご理解いただきましたので、よろしく申し上げます。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） はい。ありがとうございます。

○教育長（大友義孝） では、協議事項の日程12は終了させていただきます。

日程 第13 新型コロナウイルス感染症対策としての水道の改修について

○教育長（大友義孝） では、日程第13、新型コロナウイルス感染症対策としての水道の改修について。お願いいたします。

○教育総務課主幹兼管理係長（阿部秀樹） 管理係の阿部と申します。ご説明のほうをさせていただきます。座ってご説明をさせていただきます。

先月、8月21日の8月定例会ということで、こちらのほうに一度、新型コロナウイルス感染症対策としての水道の改修についてということでご提案、ご協議いただきました。その際に、皆様のほうから最終的にこちらで各学校さんの意向調査というものがされておりませんでしたので、そちらの、例えば、全部は駄目でも一部の水道のみということが必要かどうか、そちらのほうの学校の意見ということで聞いてほしいということで継続協議となりましたので、こちらのほうを調査した結果を踏まえて、再度、ご協議いただきたいと思います。

あと、学校さんのほうから調査をした結果なんですけれども、まず、自動水栓、あと、レバー式、この2種類についてヒアリングというか、意向調査を行いました。その中で、自動水栓について、全く要らないと示されたのは9校のうち2校、必要がないと回答されました。残りの7校につきましては必要だというご意見をいただきまして、その7校について再度、どういう場面で必要か。例えば、全部の水道に取り付けをしてほしい、あと、例えば、手洗い場に水道が4つあった場合はその中の2つとか、そういうものについてどれぐらいの数が必要ですかというご意見をいただきましたところ、ほとんど、7校のうち5校につきましては全て水道を自動水栓にしてほしいという要望がございました。その中で、残りの2校につきましては、4個のうちの2か所だけでいいとか、そういうご意見となっております。それについての管理につきましても、用務員とか、あと今、シルバー人材さんに校内の消毒をお願いしておりますので、その方たちに消毒等、用務員については自動水栓、機械の管理をしていただくことになるということで回答をいただいております。

併せまして、レバー式についての意向調査なんですけれども、こちらについては9校中8校が必要だという回答をいただきました。1校のみレバー式についても必要ないということで回答いただいております。その8校のうち、ではどれぐらいの数が必要かということでお聞きしました。こちらについても、できれば全ての水道にレバーをつけてほしいという結果が出ております。ただ、前回の8月定例会のときもお話しさせていただいたんですけれども、レバー式の場合は手のひらで水を出したり止めたりするということをせず、手の甲とか肘で開け閉めしていただくことが、それに対して児童生徒に対して介入をする必要が出てくるので、その辺の管理ができますかということで学校さんに問合せはしております。その際、ほとんどの学校が、直接、現場、流し場に立って管理をするということではできないということなので、休憩時間とか朝の朝礼で口頭で指導するということだけだということで回答をいただきました。先生方に今回のアンケート、校長先生、教頭先生、あと事務長さん、こちらの方々にヒアリング、アンケートを取らせていただいたんですけれども、やはり各先生方に負担をする、流し場に立っていただいて指導するというのはかなり困難、次の授業の準備とかそういうのもあるので、そこまではできないと。あくまでも生徒には口頭だけで説明をしたいということで回答をいただいております。

要望される学校についての要望する理由といたしますか、そちらをお聞きしたんですけれども、やはり感染予防に効果があるのではないかというご意見、自動水栓とレバーを混合で入れてほしい、ハンドル式だと、気の利いた子供ですとハンドルを水で洗ってから使っている子供もいるんですけれども、結局、泡がついたまま蛇口を触ってしまう子供もいるので、自動水栓が必要だという考えをしている学校がございました。

そのほか、要望しないという学校さんにお聞きはしているんですけれども、各学年ごとに手洗い場所を限定しているということをお聞きできました。1年生は1年生用の手洗い場を決めていると。各、6か所なら6か所、そこでしか手を洗わないように決めているので、例えば、何らかの感染があった場合でも、その学年だけで、大きな集団感染とはならないのではないかとということでそういう対応をしているということでございます。

あとは、説明にも出てきました、先生方の負担が増えるのであれば、設置はもう希望しないという学校さんのお話もありました。その他につきましては、自動水栓をつけたほかに石鹸の自動式というのものもあるそうですけれども、こういうのもつけてほしいという、併せて要望をいただいている学校もございます。

あとは、清掃につきましては、今、シルバー人材センターのほうでコロナ対策費を使って学

校の消毒をしていただいているんですけども、それが何年まで続くかというのが分からない状態で、それが終わってしまうと各学校でその対策をすることになります。その際、学校の先生方で今いる先生のうちの1人とかそういうところの対応は可能かということでお聞きしたんですけども、やはりなかなか難しいという回答がありました。

アンケートの結果のほうは以上でございます。

結果的には、学校さん、ほとんど要望はしたいと。ただ、今、言った、先生方の負担が大きくなるような、例えば、機械の故障が多くなるとか、そういうことがあるのであれば、あまり必要とはしないというご意見が多かったです。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） 学校の調査、学校側の意見も頂戴したところであったということですが、さて、どうしようかと、教育委員会としてということなんですね。

2つ、あったわけですね。つけるか、つけないか。つけるとすれば、屋内だけでいいのか、屋外も含めてなのか。そして、つける物については、自動水栓なのか、レバー式なのかというふうに、どんどん分かれていってしまうわけですね。それぞれのメリット、デメリットという部分があるんですけども、この資料を見ていると、レバー式のものかな、自動水栓と比較して安価で維持しやすいんだよ、全国的に設置状況は増加傾向にあるということは、みんなそれがいいということでやっているんだというふうに見えてしまうんですね。だから、お金があるのであればどうぞやってくださいよというふうなことになるのかなと、自然に考えてね、なるんですけども、どうでしょう。委員の皆さん、ご意見。大森委員なんか、どう思ってたっしやるんでしょうね。

○委員（大森真智子） 衛生面、コロナ対策でというので、肘を使うという、レバー、違いましたっけ。肘を使って……

○教育長（大友義孝） こうやってやると。

○委員（佐藤キヨ） だから、安い。（「ああ」の声あり）壊れやすいついていうか、破損するかもしれませんね。

○教育長（大友義孝） 肘っていうよりも、実際、最初だけで、実際、手でやっちゃうんじゃないですかね。

○委員（大森真智子） そう、そうだと思う。だから、そこのコロナ対策でというか、それを絶対やらせるためにつけようと思うのであれば、分からない、やらないだろうという。やらないというか、難しいんじゃないかなという、肘の。

- 委員（佐藤キヨ） 水道で発生してないんじゃないですか、子供たち……
- 教育長（大友義孝） 聞いたことはないですね。
- 委員（佐藤キヨ） だから、これにお金使うなら、さっきのに使ってあげたほうがいい感じが。結構発生しているとか、そういうような、もちろん、命の対策だけど。
- 教育長（大友義孝） 私も従業の皆さんに話したので、どういう物か分からないから、自分でつけてみたんです、レバーね。ところが、水道っていうのが、蛇口は普通、何回か回して止まりますよね。単純にレバー式のやつ、交換したらば、こういうふうな広がりだけでいいのかなと思ったら、結局こう回さなければかったのね、レバーを。蛇口ひねる部分なんで。だから、水道の全部、これ取り替えるっていうことだよ、やるとすれば。（「ああ」の声あり）こういうふうな開閉だけで済むような形の物ということなんでしょう。
- 教育総務課主幹兼管理係長（阿部秀樹） 今、おっしゃるように、ぐるぐる回すということで、90度とか120度くらいで全開になるタイプということです。すると、やはり蛇口全体の交換が必要になってくると。
- 教育長（大友義孝） あれはやはり壊れやすいんだよね。
- 教育総務課主幹兼管理係長（阿部秀樹） そうです。
- 教育長（大友義孝） ここだけ取り替えでは駄目なんだけどね。これを取って、こういうのをつけて、そして、ここでね。こうやりゃ、同じだよ。（「そうか」の声あり）それまでしてやらなくちゃいけないのかなって、ちょっと。
- 委員（佐藤キヨ） でも、せっかく調べてくれたので。
- 教育長（大友義孝） 周りの市町村の状況も、こうやって調べていただいたようすし。設置しないというところがあって、自動水栓になっているところも一部あるんですけどもね。お金のほうも算出していただいて、屋内だけで570個で、自動水栓だけで4,500万近くなるということだよ。
- 委員（佐藤キヨ） あと、外と中と場所によって違うんだら、こんがらがるといふか。何でも楽なほうに、結局、これを使っちゃうんじゃないですか。
- 教育長（大友義孝） 留守委員、どう思いますか。
- 委員（留守広行） もしつけるとなれば、私個人的には、低学年のところ、例えば、1年生、2年生のところをまずつけるという。学校側から考えれば、一気にと思うんでしょうけれども、もしつけられるとなれば、予算もあるし。今、もう全国的に在庫もなかなか、もうこれっていうふうに変ってきていると思うので。もし1年生、2年生の回す力というのが、今の子はあ

るのかもしれないけれども、ないという考えで1年生、2年生のところからとは思いますが。

○教育長（大友義孝） それはレバーじゃなくて、自動でのやつね。

○委員（留守広行） 自動水栓。はい。

○教育長（大友義孝） 幼稚園のほうもですよ。小さいお子さんというと、幼稚園とか保育所もそういう形になってくるのかなとは思うんですね。つけるとすれば、今度、児童館もそうなるんだし、小中学校だけじゃない感じで。

安いやつだと、水道の蛇口のところに何かつけて自動で出すやつが3,000幾らだか、1個、あるんですよ。だから、高級な物、物っていうのもおかしいかもしれないけれども、それやれば何千万もかかってしまうかもしれないけれども、そいつをばかっとならなくてテスト的にやることもできるのかなと思ったり。とっかかりやすいのかもしれないしね。分からないですけどもね。

留守委員さんのように、やるんだったら低学年からやっていったほうがいいかなと。後藤委員、どうですか。

○委員（後藤眞琴） 資料、今、これを聞いて、本当に効果があるのかなと。費用を出すだけでね。今まで、これも可能性が、これから分からないですから、水道が直接になってコロナにかかったという話は、新聞やテレビでも聞いていないので。本当にできたら自動の全部やればいんでしょうから。大崎市なんかはやらないみたいだけれどもね。それで、消毒のほうを徹底するんだと。その対策でも十分なのかなと思ったりして。

○教育長（大友義孝） そうですよ。予防、校長先生はじめ先生方は一生懸命、予防の努力しているわけですよ。だから、学校で感染していくということは、まずなかったんだろうし。

○委員（佐藤キヨ） 今までの手の洗い方とかいろいろあると思います。

○教育長（大友義孝） そこにあえてつけるというのも、効果、考え方、つけなくても効果というか、みんな気をつけているんだというのがあるんだから、いかがしていくものかなと。

○委員（後藤眞琴） それから、もう1点、国で子供の感染の可能性あるんだからつけなさいと国が率先してちゃんと費用を出してやりなさいということがあってもいいですね。

○教育長（大友義孝） 議会の質問とか何か聞いていても、あればいいんだと。予防だからあればいいんだ、本当に小さいお子さんがいるところからやってほしいなという要望なんだけれども、それをやるためには結構お金を必要とすると。それは、コロナ対策費とか何かなかなか望めないだろうということなので、予算の許す範囲内でやっていただくという形なのかな。だから、そういう形でしかやれないかもしれないね。あとは、やならなくてはいけないという最大

の理由が、それをやることによって感染がないんだと。でも、今でもないですよという、効果というのはどこにあるのかなということ、その大義名分をしっかりと押さえなくてはいけないということなんだろうな。

結論としては、やらなくたって同じじゃないですかということになるのですが、結局は。

○委員（佐藤キヨ） そうですね。

○教育長（大友義孝） やはりさっき言った安いやつを何か所かつけてみてやってみるとか、そのぐらいはできるのかもしれない。何か月、何年ももつんだという形になれば、じゃあそれでいいんでねえのということになるかもしれないしね。なかなか結論を出しにくいですね、これは。（「コミュでセンサーをやってるよね」の声あり）

○教育総務課主幹兼管理係長（阿部秀樹） コミュではセンサーをつけています。

それで、すみません、今、教育長のほうでお伺いしていたものなんですけれども、加美町のほうで実際、つけている学校が何校かあったということでお話を聞かせていただいております。

その際、大きさとしては、高さが12センチございまして、今、実際、蛇口につけると手を洗う部分、かなり狭くなってはいると。

○教育長（大友義孝） これが長いということ。

○教育総務課主幹兼管理係長（阿部秀樹） そうなんです。蛇口、普通の下に伸びる蛇口、その先に12センチの機械をつけるというものでございまして、そこにはセンサーがついて、その蛇口の下に手を入れると水が出て、離すと止まるという。これが1個、3,500円ぐらいでつけられると。ただ、業者さんのほうに年数的なものは大丈夫ですかと。正直、3,500円なので、壊れたら買ったほうが早いと。あと、デメリットとしては、流し台がステンレスの場合は光がセンサーに反射して反応してしまって、水が出っ放しになる場合があるということなので、基本、センサーが水の出し入れを繰り返すので、蛇口は開けっ放しになると。なので、それが壊れたときは、蛇口を全部閉めて帰っていただいて、あと次の日、また朝、開けていただくとか、そういうのはしていただく可能性はあると。

あと、壊れてもまず安い物だと。ただ、充電式ということになってたんですね。なので、例えば、携帯の充電器のような物に機械を取り外してコンセントのところには線を差すという形の充電をするという物だったので、そこには防水というのはただカバーがついているだけなので、その部分はまずメーカーさんのほうでは感電とかそういうのはないとは、今でも事故は起きてはいないんですけれども、特に。

ただ、さっき言ったとおり、大きさが12センチあって、低い蛇口のところ、私、実際、見

たところ、不動堂中学校さんはほとんどないです。つけたら手が入らない感じでした。あと、ステンレスじゃないところというところは、学校さんによってばらばらなんですけれども、光の当たり方、その辺がかなり。ただ、それでも加美町のほうは、ないよりはということですのでそれをつけたというお話です。

実際、まだ現地のほうを見させていただいたわけではないんですけれども、一度、メーカーさんのほうからちょっとだけ部品を借りて私のほうで試させていただいたんですけれども。なごう幼稚園さんのほうで試したら、やはり手を洗うところが低くて、なかなか子供たちが洗いづらい、「かわいいお手々でもね」の声あり）かなり中腰になっちゃうという。あと、センサーにどうしても触る、センサーは結局、毎日消毒は必要になってくるということで、園長先生にこういうのどうですかと聞いたら、拭き取る手間増えるなら要らないと言われてしまって。でも、センサーというものでは間違いなく、稼働はできるということです。

○委員（留守広行） センサーは節水になるんですか。

○教育総務課主幹兼管理係長（阿部秀樹） 節水のあれは、調整は正直ないです。なので、結局、私がちょっと使ってみた限りでは、水の量が少ないということにはなかったです。ただ、全開というわけではないので、通常、自分が水道をひねった程度には水が出るということになっているので。まず、洗い終わって手を離せば止まる。ただ、つけてなければ、手を離して止める、その時間、0.何秒、1秒もかからないという節水程度ですという。あまりそこは効果、節水の効果としてはあまり認められないとは思いますが。

○教育長（大友義孝） なるほどね。さっき言った安いやつも駄目か、そうすると。

○委員（佐藤キヨ） 名案だと思ったのに。

○教育長（大友義孝） でも、何かあまり効果というのは、今、弱火でして、一生懸命やっているんだから、あまりもう、予防だよ、あくまでもね。予防だからあればいいんだということなんだけれども。そうすると、蛇口、みんな取り替えなければならないということだね、いいやつをつけるとすれば。頑張って要望してもらうかな、この枠で。そのほうがいいのかもわからないですね。（「よろしいですか」の声あり）はい。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） 水道のところで感染したと言われているのは、いろいろ調べてみますと、東京都営地下鉄の大江戸線の従業員が、共同で使う手洗い場で歯磨きをした際の飛沫が原因で感染したのではないかと。それも特定はされていないんですね。それも疑わしい原因の1つではないかというのが出て、それ以外に、例えば、学校等々で水道のところで感染したという例は、ちょっと

探せなかったんですね。出てこなかったんです。なので、感染源かというのと、そうでもないのではないかなというふうには思っております、やはり子供たちが触るところ、いっぱいございまして、そのうちの1つではあるんですが、先ほどの教育長がお話ししましたけれども、これまでどおり、ちゃんと消毒も含めて予防をしっかりしていくということで、これまでもずっとそれでやってきていて、全国的にもそれで対応できているというところがあるので、コロナ対策ということ、感染防止ということであれば、効果というのはどれほどなのかなということ、でちょっと疑問に思うところはあるかなと。

ただ、使いやすさというんですかね。今、温水とかそういう話もございまして（「そうそう」の声あり）けれども、使いやすさの点からいけば、自動センサーとかそういうのはよろしいのではないかなと。ただ、これはまた、コロナとは違った視点での話なのかなというふうには思っております。

○委員（大森真智子） そうなんです。小さい子たち、子供たちが冬になると、見ていると、寒いから、冷たいから、ちょっとしか洗わないとか、というのもあって。温水は温水ですごく、今から、逆に、少ししか洗わないんだったら、ばい菌もやはりついたままになるんだたら、温水でもいいと思います。

○委員（佐藤キヨ） でも、去年の冬も越したし。

○教育長（大友義孝） 今度、子ども笑顔・地教委キャラバンという中で、教職員組合さんのほうから温水つけてほしいんだという要望、毎年のようにされているんですね。そっこのほうが優先しなければいけないかなと思ったりしているんですけども。確かにね、冬場になってくれば、子供たちの手洗いというのもなかなか、水、ちょろっとしかつけない、それはあるな。

○委員（佐藤キヨ） 家庭ではね、あったかいので。

○教育長（大友義孝） そうですか。では、これは要望で頑張ってもらおうというふうに結論づけますか。

○各委員 「はい」の声あり

○委員（佐藤キヨ） よく洗わなかったら、アルコール消毒。（「うん」「そうですね」の声あり）

○教育長（大友義孝） あとは、何か使える財源とか、さっき後藤委員が言われたように、国がしっかりと財源措置しろやというふうなことがあったら、それは別ですよ。ちゃんとやるべきことはやると。そういうふうな形でいかがでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、そのような形で行きます。ありがとうございました。

日程 第14 学校における生理用品の取扱いについて

○教育長（大友義孝） では、続けて、日程第14、学校における生理用品の取扱いについて行いたいと思います。事務局から説明を頂戴したいと思うんですけども。教育次長、お願いします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） それでは、お配りしたものは生理用品配布に関する対応についてということで、まず1回目は町長部局から配布されるということで、もともとそれぞれの学校に一律100箱、1箱20個入りなので、2,000個ですか、それを配布するという話があった時点でアンケートを取っているものでございまして、配布された生理用品はどのように使用しますかというところと、女子トイレに生理用品を設置しますか、設置する場合にはどのように設置しますかと。この2つについてお聞きしたところでございまして、これを見ていただくと分かるのですが、まず各学校で大分、認識が分かれているのかなと。特にトイレに、今回はトイレに置くか置かないかというお話を中心に協議していただきたいのですが、トイレに設置してもいいよというところと、設置しませんというところもございまして、衛生用品であることや感染予防の点から設置しませんとか、あとは、個室が狭くてなかなか設置する場所がないんだというところとか。小学校においては大体半々ぐらいなのかなと。あと、中学校においては、今のところ、設置はしませんと。不特定多数が触ることもあるので、設置しませんというところと、それぞれ意見が分かれているところがあるのかなと思っております。

それで、その後に、いろいろなご意見があったので、単純に100箱配ればいいのかと。いろいろお聞きすると、やはり複数種類あったほうがいいのか、そういう意見もあったので、現在、保健室でどういう物を備え付けておりますか、もう一つが、必要となる、支給してほしい物はどういう物ですかというものを聞いたものでございます。

これを見ても、やはりそれぞれ複数種類置いているというところもございまして、欲しい物もそれぞれ違うというところもございまして。支給する物については、ある程度、学校の意見を尊重させていただければよろしいのではないかと。ただ、あまりにもそれぞれのばらつきがありすぎても困りますので、基本的には調整は学校間で見させていただいて、全体的な調整は

必要なかなというふうには思っているところでございます。

それで、トイレに生理用品を置くかというような部分で、1つは、役場では今、置いているという。女子トイレ、役場庁舎には備え付けをしているというように聞いているところでございます。あとは、いろんな東北の事例とか全国的な事例を見ますと、誰でも持っていけるように置いているところもございまして、個室の中に置いているとか、あとは、手洗いのところに置いているとか。あとは、表示をして、困っている人は持って行ってください、いいですよという表示をしているケースもありまして、様々な形で取り組まれているということでございます。

なので、我が町においては、どういう形で今後、対応していくかというようなところを教育委員会としてある程度、各学校にお示しする必要があるのではないかと考えているところでございまして、ご協議いただければと思います。

説明は以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

実際、いろいろ聞き取りして、養護の先生たちにもいろいろ考えが違うところもあるということなんだけれども、私もどれがいいのかとなかなか判断しにくいなと思っているんですね。だったら、学校の考えにお任せしたほうがいいんじゃないのかなと思ったりもしているんですが、委員の皆さんのご意見も頂戴しながら、統一するのか、学校の考えでやるかの、これも判断に迷うところだなと見てたんです。何かいい案、ないでしょうか。

○委員（大森真智子） いい案というか、設置をするか、しないかというのであれば、これだけやはり養護の先生によってばらつきがまず一定、あるじゃないですか。現場で日々、いろんな生徒と接してこういうふうになっているのを1つ、やはり学校ごとに尊重してもいいのかなというのが1つと、あと、保護者としては、小学生というところを考えると、分からないですけども、4年生、5年生、6年生ぐらいと考えて、例えば、学校で初めてそういうふうになり生理が来てしまったとかというふうになったときに、トイレにあったから、じゃあ自分で対応するわというよりは、やはりトイレには置かずに、養護の先生のところに一度行って、寄り添えるというか、大丈夫だよって言う人がある人が家じゃなかったときに学校でそういうふうになり大丈夫だよって言うサポートしてくれるような状況にあると、親としてはすごく安心だな。大体の時間を、やはり学校で過ごしている時間が多いので、おうちでそういうふうになったのであればやはりお母さんなり、おばあちゃんなり、女性がフォローしてあげられると思うんですけども、学校で例えばそういうふうになったときに、誰にも言えないとかというふう

うになったらすごくあれなのかなと。中学生ぐらいになれば、周りの友達とかもこういうふうなんだよというふうに関心を持ってあげられるように心も体も大人になっているとは思いますが、小学生のうちには何かこう、いろんな、置きます、置きませんというのがあっていいと思うんですけれども、教育の1つとして、もしそういうふうになったら一度、保健室の先生のところにおいてねという体制を整えた上で設置というのだと、ばらつきがあってもいいのかなという。

○委員（後藤眞琴） そういう場合、トイレに置いておいて、保健室にも置いておいて、それで今おっしゃったような指導をこういう場合には保健室に行って相談するよということも考えられますよね。

○委員（大森真智子） そうですね。

○委員（佐藤キヨ） 多分、学校では集めて指導する。

○委員（大森真智子） するんですけど、私が思ったのは、男子と女子を分けるんですよ。たまたまうちの娘が今、5年生なので、そういうふうなお話を学校でしてくれる時期になったんですが、私、分ける必要があるのかなというのが1つ疑問であって。

○委員（佐藤キヨ） それはおいおいそういうふうになる、分けないようになると思いますけれども、（「ああ、そうですね。今は」の声あり）やはり、もちろん保健室にもあると思うんですけれども、それから、話ししてそういうふうになったからと言っておけば、最初に行くと思うんですけれども、保健室にはいろんな人がいるし、すぐ対応できるとは限らないですよ。具合が悪い子とか、いっぱい来るし、親も来るし、悩み事がある場合、親が熱心に行ったりするし。それよりかは、やはり今、公共施設、いろんな空港とかどこにでも置くようになってるし、国でお金、そのための、トイレトペーパーと同じように、校舎のあれに書いてありましたよね。だから、私、それで知ったんですけれども。そうすると、やっぱりトイレには置くべきだと思います。

○委員（大森真智子） なので、置くは置くということで構わないと思います。ただ、その教育として（「うん、それはもちろん」の声あり）寄り添える人がいるよという安心感を子供たちには指導して行ってほしいなというのがあって。

○教育長（大友義孝） 校長先生方にちょっと聞いてみたんですね。そしたら、やはり中学生の部分については、置いててもいいんじゃないかと。保健室にもあって、先生、言うように保健室にもある、女子トイレの中にもあるという形でいいんじゃないかと。小学生の部分に関しては、やはり指導もしたいので、保健室に来ていただくのが理想なんだと。じゃあ、どういう部

分で指導できるんですかって言ったら、まず最初は花山合宿に行くときに、男性と女性に分かれて指導する機会があるんだと。それから、修学旅行があるんだと。だから、通常の授業の課程の中ではそれを分けるということがなかなかできないので、女子と男子を分ける部分はそういうふうな分け方で指導しているんだということだったんです。

ただ、それにつけても、トイレにもある、保健室にもあるという形であれば、安全対策上はいいんだと思うんだけど。ただ、学校の養護の先生とかよく話し合ってもらって、望ましい姿で設置してほしいということも、統一する必要はないんだと思うんだけどね。考え方できちんとした扱いをしていただければいいだろうというふうに、そのときには思ったんですけどもね。

○委員（大森真智子） もともと生理の貧困というので出てきた話だと思うので、学校によって先生たちがいろんな生徒の状況を知っていると思うので、トイレに置いておいたら、使ってもらいやすいんだろうなという

○委員（佐藤キヨ） 保護者も来るときあるから、やはりトイレにも置くべきだと思うし。あと、古川には、いわさきちひろの新婦人とか何かが市長に言ったみたい。私の友達が養護教諭にこれアンケート取ってもらったから、どう思いますかと聞いたんですね。中学校の養教経験者と。結構、思ったよりも保健室に置かない人も多かったの、置いてもいたずらとか衛生面は、そんな心配ないと思うんですよね。だって、トイレ、女子と男子、分かれるし、1個ずつ個包装だし。それに毎日持ってる人が持っていったら、それはそれでちょっとは。どっちみちし
か持って帰れないし。

○教育長（大友義孝） 置くということは、毎日点検が今度、必要になるということでしょうね。

○委員（佐藤キヨ） ただ、何か所もあるわけでないし。トイレとか、やはり養護教諭は1日、校舎見回り、窓とか空気の悪いところ、見るはずですから。あと、掃除の時間は普通の養教は見回りして保健室の掃除の指導をしたりしますから、そこが負担になるとかはないと思う。

○教育長（大友義孝） トイレに置く、置かないことについてはいろいろあるけれども、置かないで保健室に全部来てくださいという部分であるならば、保健室に行ったときにはそういうふうな人たちだけが来ているんじゃないくて、別な生徒さん、児童さんもいるかもしれない。すぐ対応できないかもしれない。であるならば、トイレにも置く必要があるんじゃないか。小学校の場合はそうだよと。中学校の場合は、別にトイレに置いてもいたずらをするとかそういう部分ではないので、置いてもいいのではないか。さらに、保健室にも置いておけば安全対策もばっちりだよと、そういうふうな形になるんじゃないですか。ただ、これは議会の中でも出たけ

れども、教育委員会でこうなさいというふうに統一性を持つものではなくて、学校でそれぞれ考えてくださいという形でどうなんですかね。そういう考えで。

○委員（後藤眞琴） 僕の考えとして、原則としてトイレに置くと。（「原則」の声あり）原則として。あとは、その各学校の状況に応じて判断していただく。そういう妥協案を……

○委員（佐藤キヨ） 1か所に、個室に置かなくたって、見えるところに置いておけばいいんじゃないですか。

○教育長（大友義孝） 入れるのも、私が見たのは、熊さんのやつに入っているとか、何かそういう（「いろいろありますね」の声あり）だぼっとそういうのを置いてるんじゃないで、壁にかけた物に入っている感じなので、それがトイレの壁にあるという。（「置いてるのではない」の声あり）壁につるしたのにやっていると。

○委員（佐藤キヨ） 美里町の役場に置いてあるのなんて、進んですね。何か空港のトイレみたい。

○教育長（大友義孝） 女子トイレに入ったことがないからね。（「確認はしてないんですけど」の声あり）確認できないので。申し訳ございません。

○委員（大森真智子） 帰りに、確認してみます。

○教育長（大友義孝） 今、後藤委員さんからお話いただいたように、原則としてトイレに置くことが望ましいけれども、学校判断でいいですよというふうな形で、それでいいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。では、そのような対応を取らせていただきたいと思います。

○教育長（大友義孝） では、次に、日程第15、令和2年度会計における事務処理についてということですが、これは秘密会扱いにしたいと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、秘密会で行いたいと思います。

では、協議のほう、以上で終了でございます。

その他

○教育長（大友義孝） その他のほうですが、行事予定は配付をさせていただいているとおりであります。

来月の教育委員会定例会の開催日でございますが、まず、臨時会と総合教育会議の関係もあるんですが、それとはちょっとまた別に、定例会として前に要求しております10月25日、月曜日の1時30分からということにしていたところですが、皆さん、よろしいですか、その日程で。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

今日の委員会も議会の関係で委員の皆さんに日程、本当に取っていただいて申し訳なかったんですが、なにせ議会が27日まで行くとは私も予想もつかなかったので、大変申し訳ございませんでした。

そのほか、その他案件ありますか。何か連絡しておきたいこと、事務局からありますか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） 1点だけ、すみません。現在、行政改革の一環で組織機構について町全体のワーキンググループでいろいろ検討しているところございまして、教育委員会の部分につきましても現在、いろいろ検討されているところでございます。

特に、まちづくり推進課、現在、行っている文化・スポーツの関係をどうするかというような部分も含めて話をされておりまして、それで、私、明日、総務課のほうでこちらに行きましてヒアリングを受けることになっておりまして、それで、今後、そういうヒアリングを経て行政改革の推進本部の中で協議をして方向性を定めていくということになっておりますので、次回の定例会なりでその状況を含めてご報告をさせていただいて、いろいろとご意見をお聞きできればと思っておりますので。まずはその内容を把握したいと思っておりますので、そういう動きがあるということでご承知いただければというところでございます。

○教育長（大友義孝） ということなんだそうですが、特例法に基づく扱いのほうについては、

本当に慎重にやっていただきたいなというふうに思っているんです。我が町が先行して平成27年だったでしょうか、文化・スポーツにおける部分を町長部局に移行している、特例法でやっている部分があるので、それはなぜそういうふうにしたかという原点をまず立ち返って、そして、変えるのであればそれなりの理由が必要だと思いますし、議会の議決事項にも発展することになります。それ以前に教育委員会としてどうあるべきなのかということをしっかりやっていかなければいけないところなので、その辺、整理はかなり難しい整理になると思うんですけども、委員の皆さんと協議しながら進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員（後藤眞琴） そのときはスポーツ・文化ですか、町長部局に移した経緯などを教えてください。よろしくお願いいたします。

○教育長（大友義孝） そうですね。分かりました。

では、もしその他、なければ、以上でその他案件は終了ということでございます。

では、以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和3年9月教育委員会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後6時24分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和3年10月25日

署名委員

署名委員
